

## 第 I 部 - (1) 建設キャリアアップシステムの構築と政策展開



「建設キャリアアップシステム シンボルマーク」

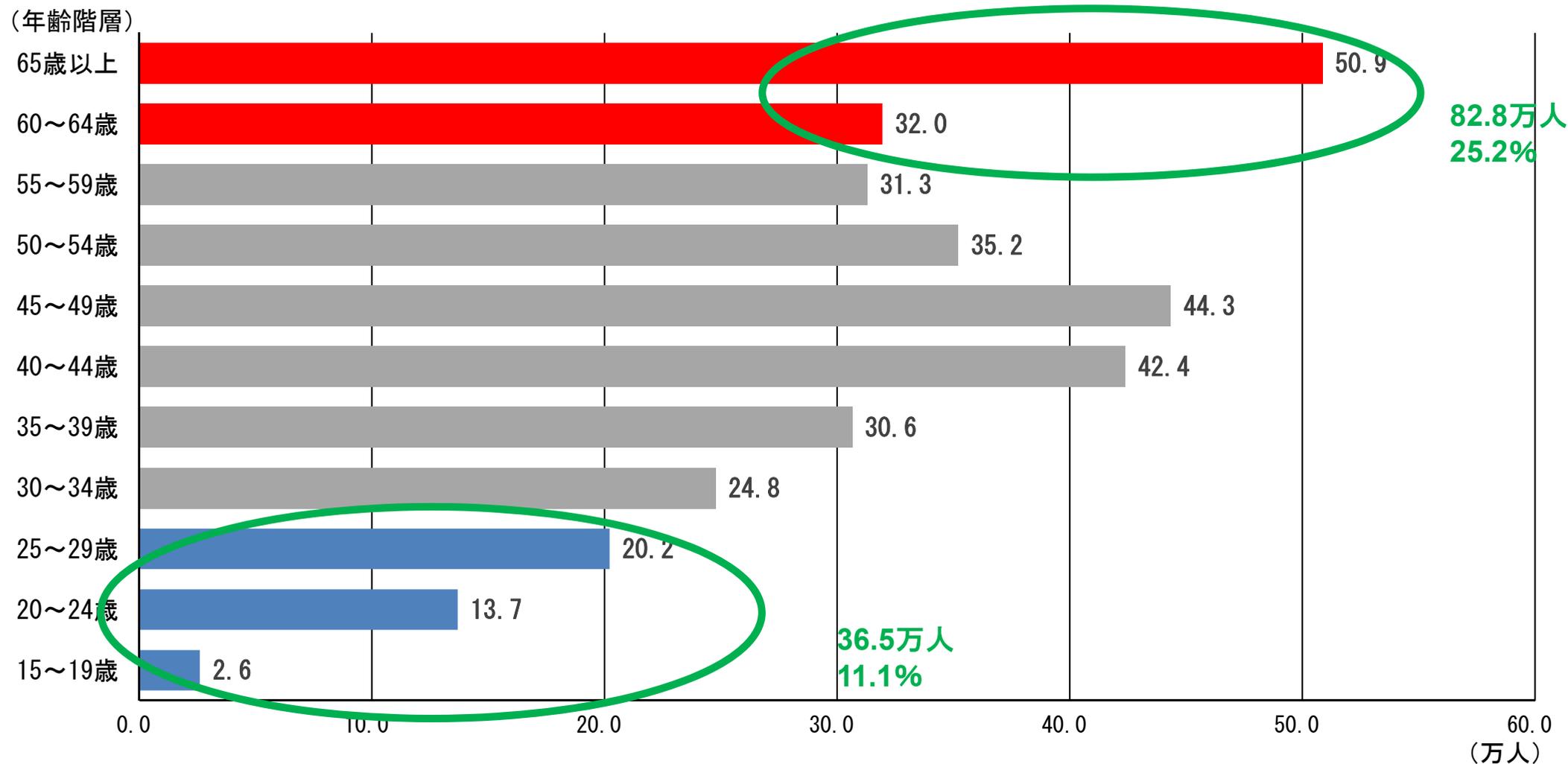
- 1. 建設業を取り巻く現状について(P3～10)**
  - 2. システムの概要(P11～33)**
  - 3. 建設キャリアアップシステムを活用した取組(P34～38)**
- 参考資料 (P39～44)**

# 1. 建設業を取り巻く現状について

---

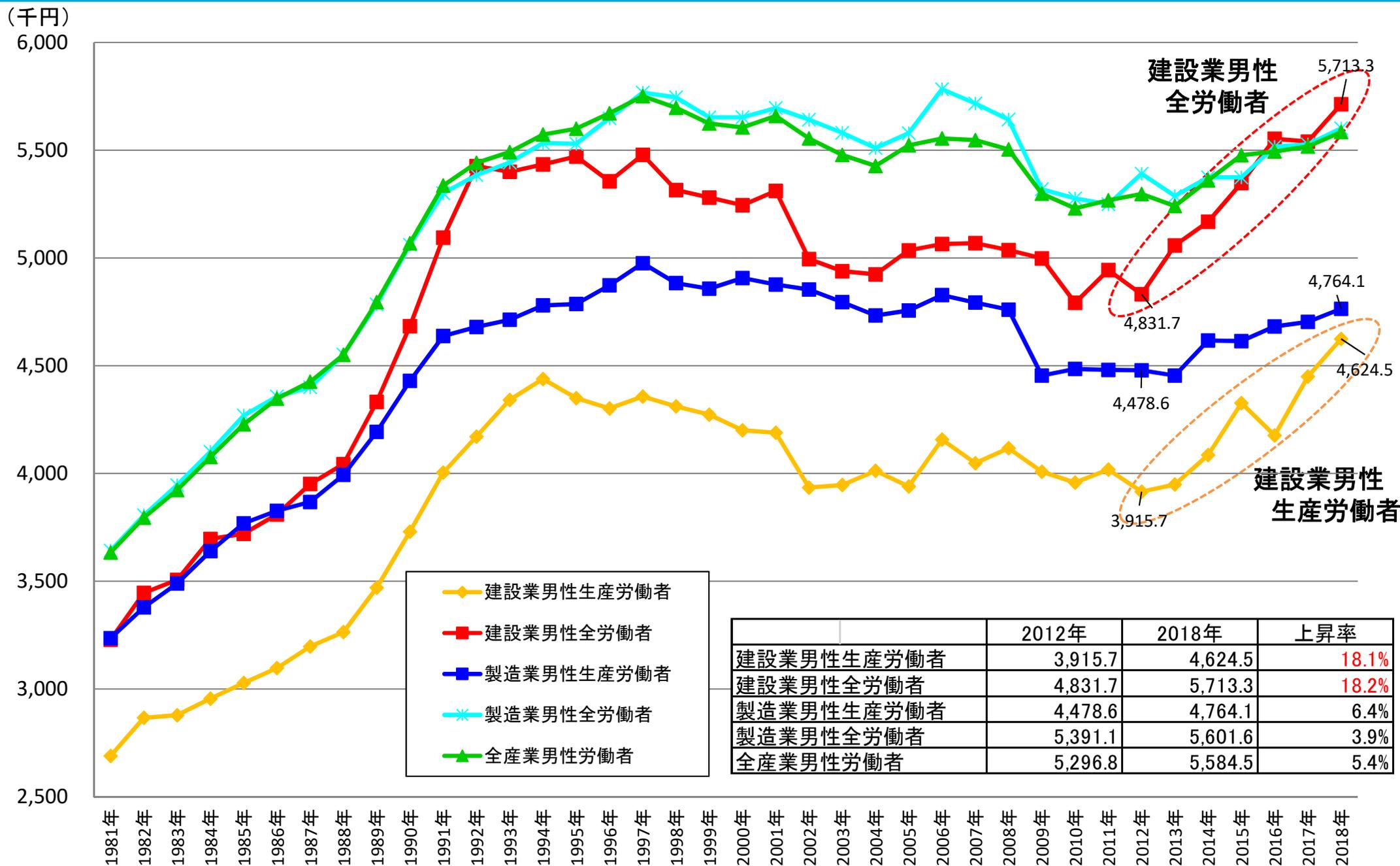
# 年齢階層別の建設技能者数

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約10%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。



出所:総務省「労働力調査」(H30年平均)をもとに国土交通省で推計

# 建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額の推移



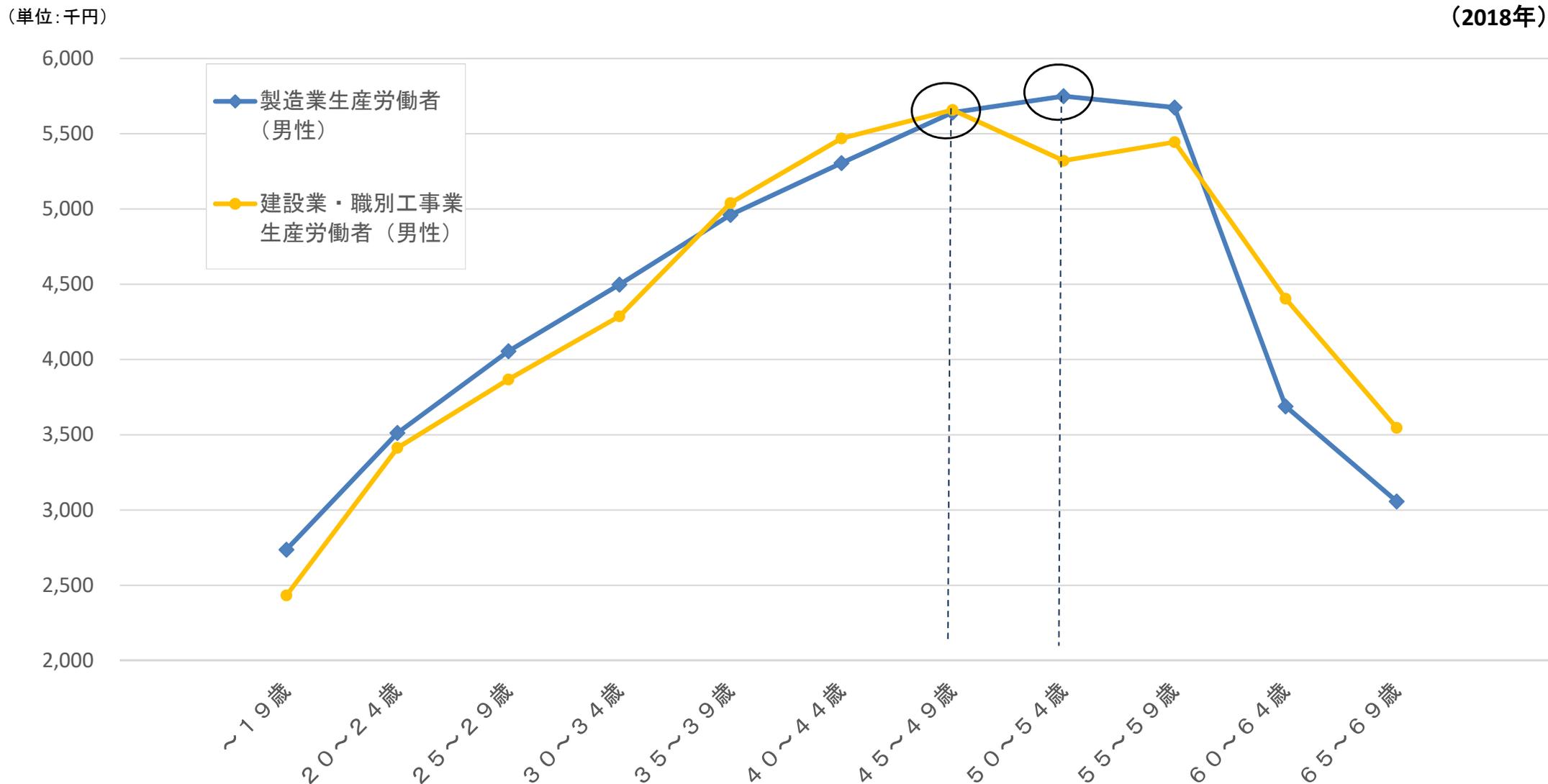
	2012年	2018年	上昇率
建設業男性生産労働者	3,915.7	4,624.5	18.1%
建設業男性全労働者	4,831.7	5,713.3	18.2%
製造業男性生産労働者	4,478.6	4,764.1	6.4%
製造業男性全労働者	5,391.1	5,601.6	3.9%
全産業男性労働者	5,296.8	5,584.5	5.4%

(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年間賃金総支給額 = きまって支給する現金給与額 × 12 + 年間賞与その他特別給与額

# 年齢階層別の賃金水準

- 製造業の賃金のピークは50～54歳であることに対し、建設業の賃金ピークは45～49歳。
- 賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性。

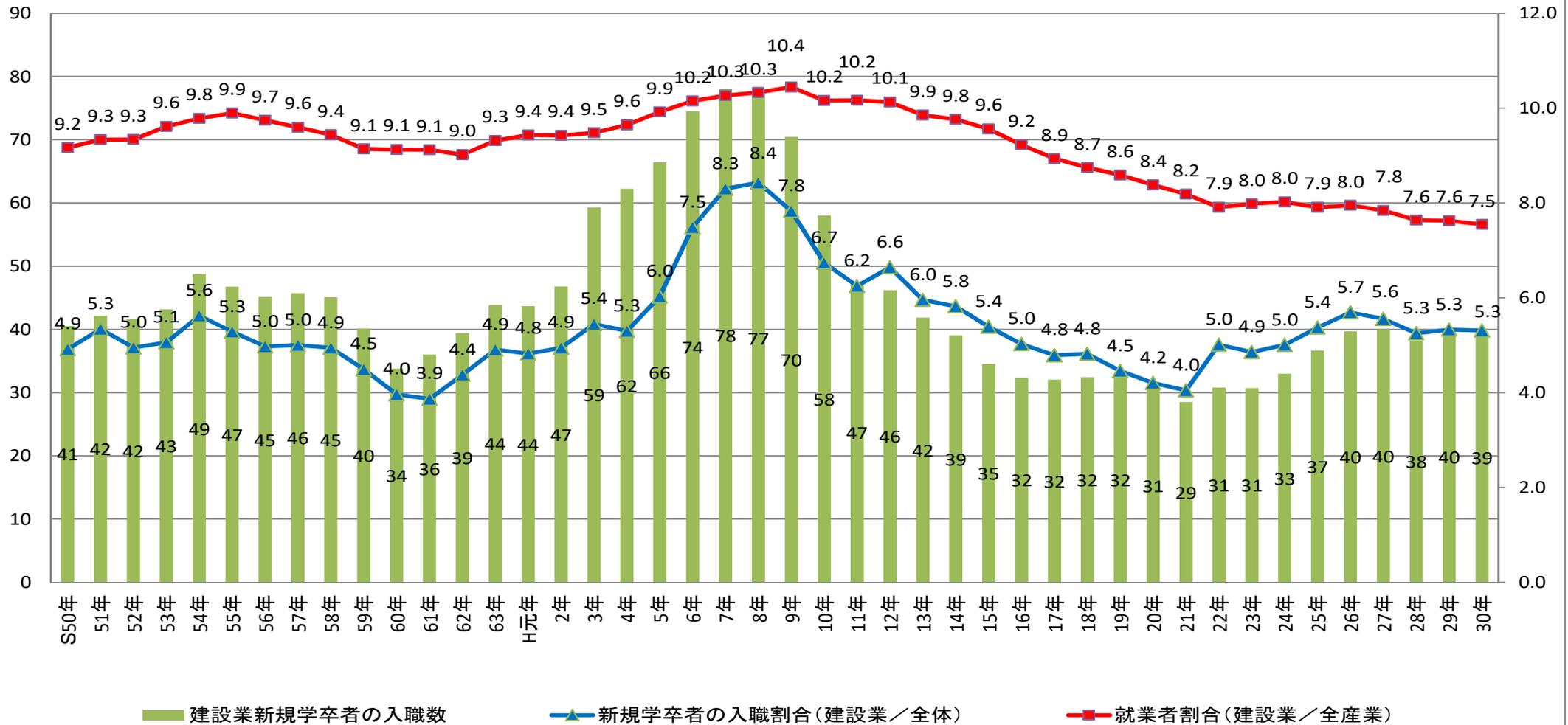


# 新規学卒者の建設業への入職状況

- 新規学卒者の建設業への入職者数は、平成21年には3万人を下回ったが、近年は4万人前後にまで回復。
- 新規学卒者の建設業への入職割合は、平成21年には4%まで下がったが、近年は5～6%で推移。

(棒グラフ 千人)

(折線グラフ %)

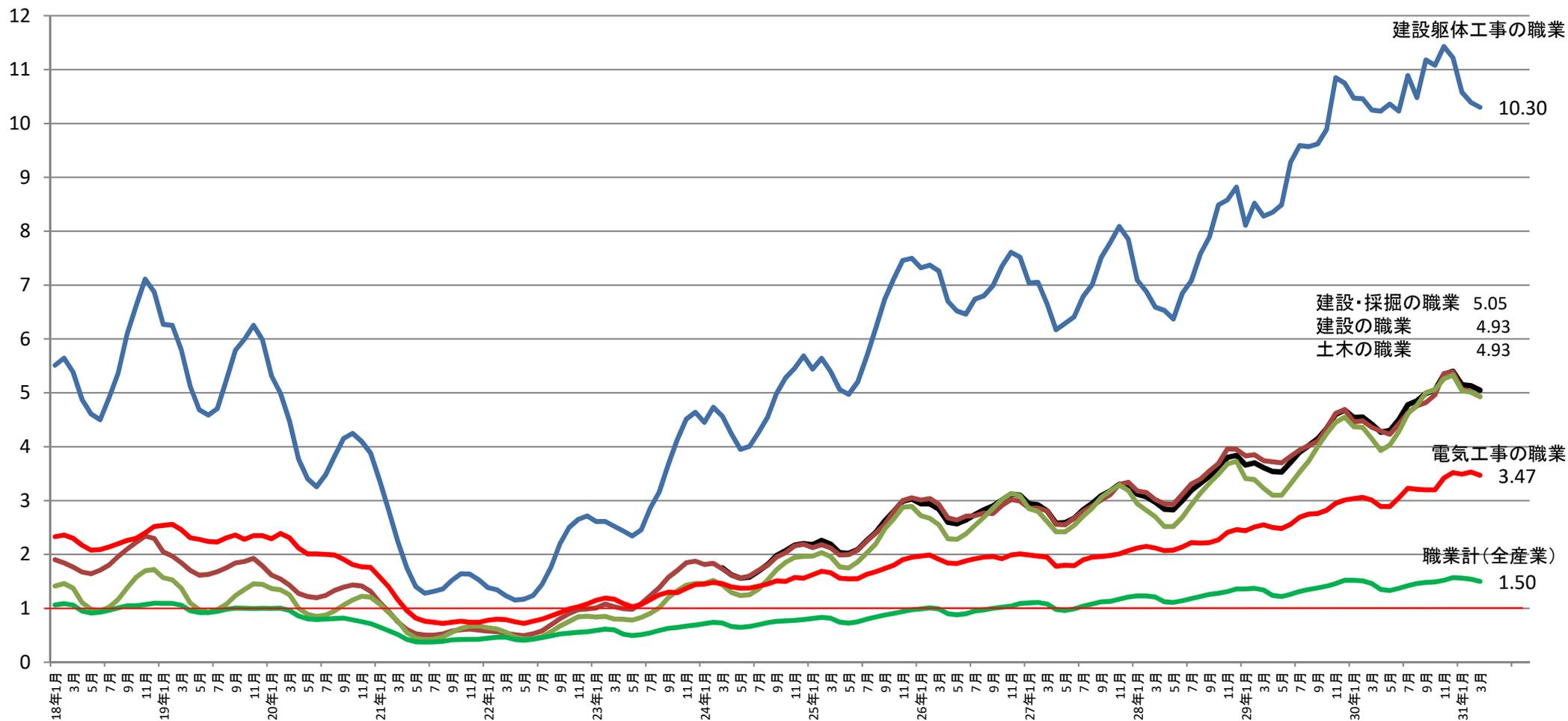


出所：総務省「労働力調査」(H30年平均)をもとに国土交通省で推計

出典：学校基本調査(文部科学省)を基に国土交通省で作成

# 建設技能労働者の有効求人倍率（H31. 3月分）

## 建設技能労働者の有効求人倍率



- 建設・採掘の職業※
- 建設躯体工事の職業
- 建設の職業
- 土木の職業
- 電気工事の職業
- 職業計(全産業)

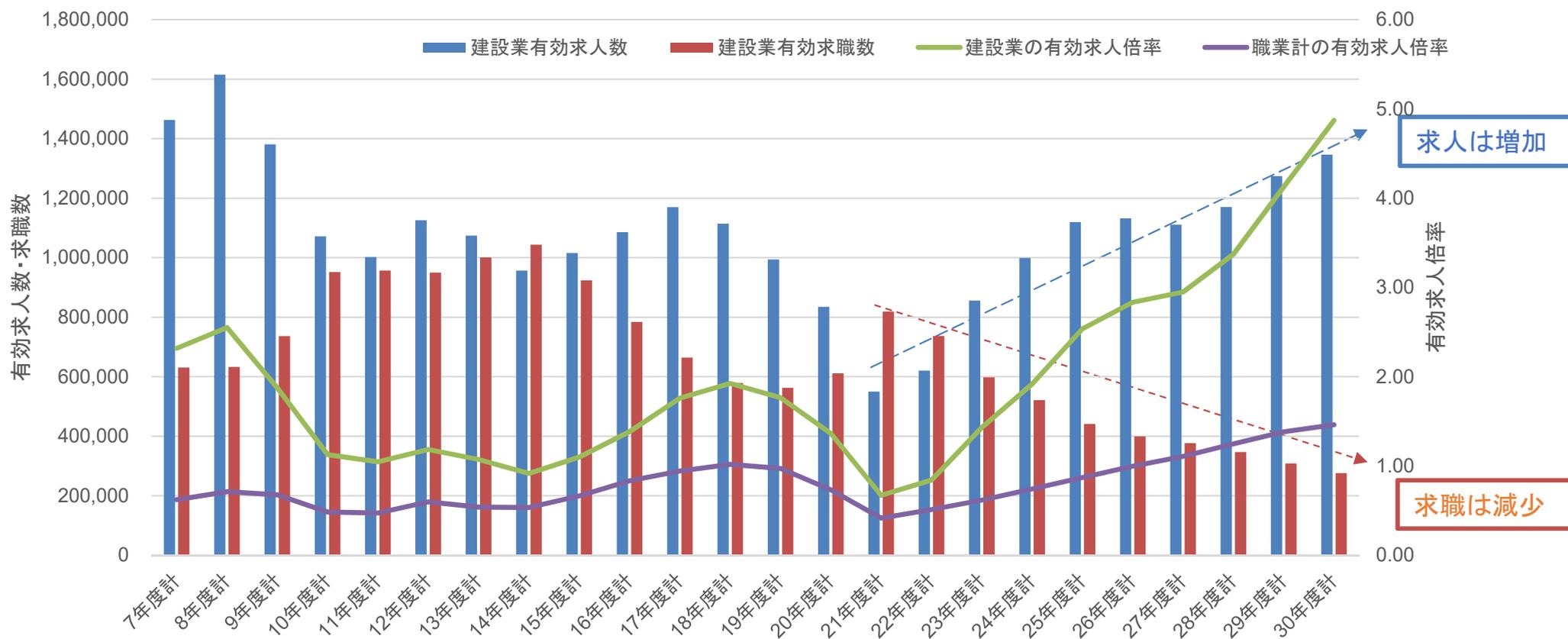
- ※建設・採掘の職業の内訳
- ・建設躯体工事の職業(型枠大工・とび工・鉄筋工)
  - ・建設の職業(大工・左官・配管工・内装工等)
  - ・土木の職業(土木作業員等)
  - ・電気工事の職業
  - ・採掘の職業

出典：一般職業紹介状況  
(厚生労働省)

# 建設業の有効求人・求職・倍率の推移

近年の建設業の有効求人倍率の高まりは、建設業者側の常用雇用者への求人需要が高まる一方で、建設業関係で求職する労働者数が大幅に減少していることに起因する

建設業の有効求人数、求職数、有効求人倍率の推移



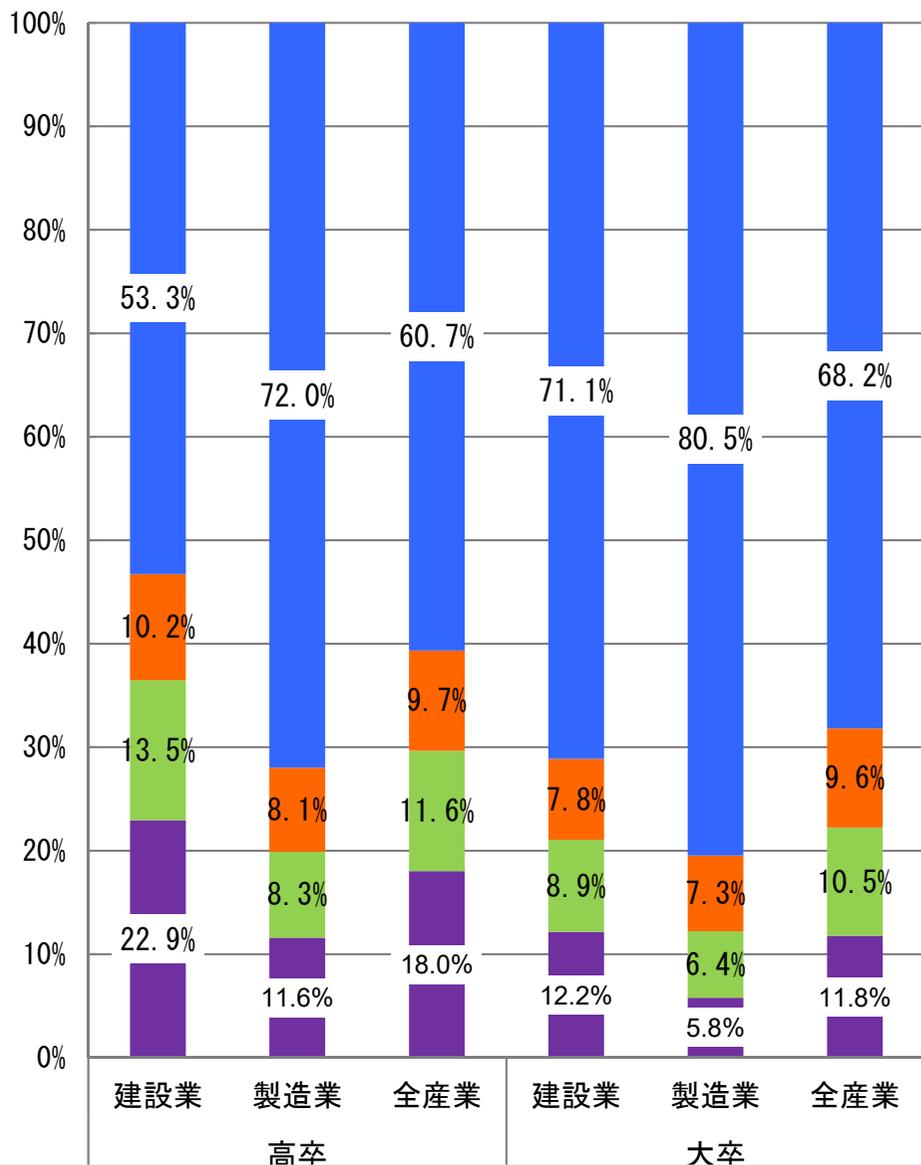
データの出所：厚生労働省・一般職業紹介状況(職業安定業務統計)に基づき国土交通省において作成

注)建設業「建設・採掘の職業(H24年度以降)」、「電気作業、採掘、建設躯体、建設、土木の職業(H12～H23年度)」、「電気作業、建設、土木・舗装・鉄道線路工事の職業(H7～H11年度)」の年度別の数字を経年でみたもの

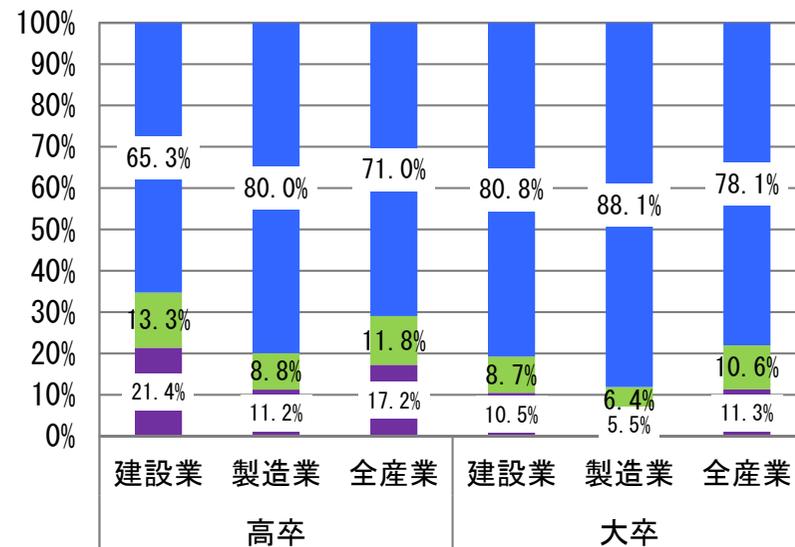
# 建設業における離職状況(3年目までの離職率)

○ 建設業の離職率は他産業よりも高く、年々改善しているものの、特に1年目の割合が高くなっている。

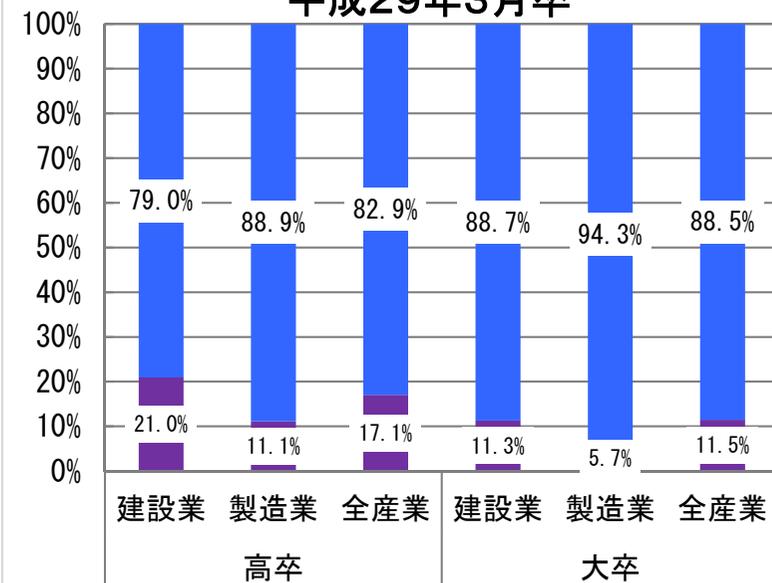
平成27年3月卒



平成28年3月卒



平成29年3月卒



出所:厚生労働省「新規高校卒業就職者の産業別離職状況」「新規大学卒業就職者の産業別離職状況」

※平成30年10月発表分のため、平成28年3月卒は3年目の離職者、平成29年3月卒は2,3年目の離職者が存在しない

## 2. システムの概要

---

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- 若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、技能と経験に応じ給与を引き上げ、将来にわたって建設業の担い手を確保し、ひいては、建設産業全体の価格交渉力を向上させるもの
- また、労務単価の引き上げや社会保険加入の徹底といった、これまでの技能者の処遇改善の取組をさらに加速させるもの
- 平成31年4月より「本運用」を開始。初年度で100万人、5年で全ての技能者の登録を目標

## <建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営主体  
(一財)建設業振興基金

### 技能者情報等の登録



#### 【事業者情報】

- ・商号
- ・所在地
- ・建設業許可情報 等

#### 【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入状況等

#### 【現場情報】

- ・現場名
- ・工事の内容
- ・施工体制 等

### カードの交付・現場での読取



現場入場の際に読み取り



技能者にカードを交付

就業履歴を蓄積

### 技能者の経験の見える化・能力評価

評価基準に合わせてカードを色分け



### 現場管理のIT化・書類削減

### 見積り・請求のエビデンスとしての活用

### 施工実績DB・ビッグデータとしての活用

## Step.1 情報の登録・登録料の支払 (技能者の方)



技能者

- 必須情報
  - ・本人情報 (住所、氏名、生年月日、性別、国籍 等)
  - ・所属事業者名、職種
  - ・社会保険加入状況、建退共加入状況 等
- 推奨情報
  - ・保有資格、研修受講履歴、表彰
  - ・健康診断受診歴

## Step.2 カードの取得



## Step.5 就業履歴の蓄積



## Step.6 経験の見える化

### ☆下請事業者の方

## Step.1 情報の登録・登録料の支払

事業者  
下請

- ・商号、所在地
- ・建設業許可情報
- ・資本金、業種等
- ・社会保険加入状況 等

技能者と所属事業者の関連付け

## Step.4 施工体制の登録

事業者の方は、現場・契約情報に対して、それぞれの施工体制を登録し、自社に所属する技能者の情報（氏名、職種、立場（職長等））を登録

- ・請負回数
- ・所属技能者の情報 等

元請事業者の方は現場にカードリーダーを設置

いつ、どの現場で、どの職種で、どの立場（職長など）で働いたのか、日々の就業実績として電子的に記録・蓄積されます



### ☆元請事業者の方

## Step.1 情報の登録・登録料の支払

事業者  
元請

- ・商号、所在地
- ・建設業許可情報
- ・資本金、業種等
- ・社会保険加入状況 等

## Step.3 現場の登録

元請事業者として現場を開設する事業者の方は、現場を開設する際に現場・契約情報を登録

- ・現場名
- ・工事内容 等

### 【重要】

利用するために必要なモノ

- ①事業者ID、技能者ID（カード）
- ②現場運用マニュアル
- ③建レコ
- ④カードリーダー
- ⑤パソコンまたはiPad、iPhone

## 1. 技能者のメリット

- ① CCUS情報を活用した能力評価と、レベルごとの年収目安の明確化による、賃金水準の相場感の形成、引き上げ/ダンピング防止
- ② 現場や勤務先が変わっても、自らの能力を客観的に証明可能に
- ③ カードリーダータッチで日々310円の建退共掛金を積み立て(元請が一括して掛金支払い)

## 2. 下請業者側から見たメリット

- ① 自社が雇用する技能者の数や保有資格、社会保険加入状況等が明らかになり、取引先からの信頼が得やすくなる (= 企業の実力の見える化)
- ② 技能者の能力評価と連動した専門工事企業の施工能力等の見える化(4段階評価)も令和3年度から開始
- ③ 出面管理のIT化、賃金や代金支払いの根拠が明確に



## 3. 元請や上位下請から見たメリット

- ① 初めて仕事する下請業者の実力や技能者の資格等(\*)の確認ができ、施工の安心感につながる  
\* 社会保険加入状況や安全衛生資格保有の有無、一人親方の労災特別加入状況
- ② PCで作業の進捗状況の確認や下請への支払いの適正化などの現場管理の効率化
- ③ 施工体制台帳、作業員名簿の作成、建退共の証紙受払・貼付等の作業の簡素化、ペーパーレス化
- ④ 増える外国人労働者の資格等の確認が容易に

建設業界全体としては、  
CCUSが普及することで……

- 若い世代への建設業のイメージアップ
- 施主に対する価格交渉力アップ(エビデンスに基づく請求が可能)
- 真に実力がある企業が選ばれる透明性の高い建設市場への変革

# 1. 技能者のメリット①

## ○建設キャリアアップシステムによる技能者の処遇改善の取組

- 令和元年度中に、**35職種**における**能力評価基準を整備**予定（2020年1月1日現在、11職種を大臣認定済）
- 能力評価基準による技能者の**能力レベル**と**建設業界による処遇目標**が**結びつき**、これが**適正に請負代金に反映**され、この結果、**賃金上昇**につながるような**好循環**を生み出すべく、国と建設業界が一体となって取組を推進。

### 建設キャリアアップシステムに技能者の能力と経験を蓄積

#### <現場での能力・経験の蓄積>



- 経験（就業日数）
- 知識・技能（保有資格）
- マネジメント能力  
（登録基幹技能者講習・職長経験）

ID	123456789012
氏名	建設 太郎
生年月日	555 1980.07.28
登録基幹技能者	無
技能講習	主簿付 2016.06.20
技能講習	主簿付 2008.05.21
技能講習	主簿付 2005.11.09
社会保険加入状況	健康保険 国民年金
安全	安全衛生 建設業



### 令和元年度中に35職種の能力評価基準を整備し、技能者の技能レベルに応じて4段階のカードを発行開始

評価基準に合わせてカードを色分け

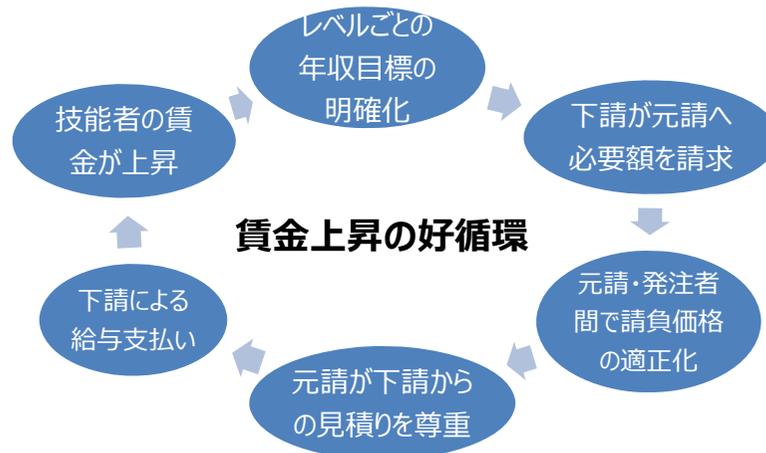


2020年1月現在11職種を大臣認定済み

### ○建設業界での処遇改善に向けた取組

- ・専門工事業団体において、職種ごとのレベル毎の**処遇目標（年収ベース）**の設定に向け議論中。
- ・（一社）日本建設業連合会では、「**労務費見積り尊重宣言**」（平成30年9月18日）を掲げ、下請企業の間で、建設技能者の賃金の適正な水準への引き上げ、その他処遇改善が図られていくという好循環が定着することを目標。

※色分けに応じた労務単価の設定や熱心に取り組んでいる下請企業に対する優先的な下請発注等についても検討を進めることとしている。（令和元年8月29日、大臣と建設業団体の意見交換会）



# 1. 技能者のメリット②-1(技能者登録情報)

○技能者本人は、自身の技能者申請した際に登録された情報を閲覧できる。

**※この情報画面は、基本設定上、本人及び所属事業者のみ閲覧可であり、他者は閲覧不可**

310\_閲覧 > 技能者情報の閲覧

10\_技能者情報

20\_就業履歴

30\_所属事業者情報

40\_施工体制登録情報

50\_事業者の検索

60\_申請情報の検索

320\_就業履歴 <

340\_施工体制登録 <

350\_変更 <

360\_カード再発行 <

370\_代行申請 <

380\_開示設定 <

400\_退会 <

証明書並びに個人情報の開示表示  
(青の場合は開示状態)

**本人情報**

	ID	93845751166921
	技能者氏名フリガナ	ケンセン ミライ
	技能者氏名	建設 未来
	Name	
	通称名	
	生年月日	1989/04/01
	年齢	30歳
	性別	男
	血液型	A
本人確認書類	あり	
技能者ランク	白	
建設業退職金共済証紙代 替カウント数	0	〒105-0001 東京都 港区 虎ノ門150-150
就業日数	0	港区 虎ノ門150-150
就業履歴数	0	電話番号(自宅) 03-5473-0110
非計上の就業履歴数(元請現場未承認)		電話番号(携帯) FAX
非計上の就業履歴数(元請現場未登録)		メールアドレス ccusmanual@gmail.com
		緊急連絡先住所 現住所と同じ
		緊急連絡先電話番号 090-5555-2222
		緊急連絡先氏名 鈴木 一郎
		国籍 日本

現在の所属事業者

所属事業者名(主たる事業者)	事業者
(株) 株式会社 建設	66879345433022

<b>健康保険</b>	適切な保険判定	健康保険加入	適用除外理由	健康保険種類	番号	証	開
		有		健康保険組合		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>年金保険</b>	適切な保険判定	年金保険加入	適用除外理由	年金保険種類	番号	証	開
		有		厚生年金		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>雇用保険</b>	適切な保険判定	雇用保険加入	適用除外理由			証	開
		有				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>建設業退職金共済制度</b>	建設業退職金共済制度加入		建設業退職金共済制度			証	開
	有	1234567891234				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>中小企業退職金共済制度</b>	中小企業退職金共済制度加入		中小企業退職金共済制度			証	開
	無					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>労災保険特別加入</b>	労災保険特別加入		労災保険種類	労災		証	開
	無					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>健康診断</b>	大分類		小分類				開
	一般健康診断		一般健康診断				<input type="checkbox"/>
<b>職種</b>	職種(大分類・小分類)					職種の表示	開
	左官・左官工					種の詳細表示	<input type="checkbox"/>
<b>学歴・指定学科</b>	本項目については、申請者の申告ベースでの登録になります。そのため、本システムで登録された内容が指指定学科						
	指定学科卒	学歴	学校名			証	開
	無					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>登録基幹技能者</b>	登録基幹技能者名	修了年月日	有	表示	証	開	
	登録左官基幹技能者			表示	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>保有資格</b>	資格種類	資格名			証	開	
	技能士				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	免許・資格				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	技能講習				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	特別教育				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	その他安全衛生講習				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	研修等				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	保有資格の詳細表示						
<b>表彰</b>	表彰名			表示	証	開	
				表示	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>情報の登録・変更・更新</b>	初回登録日					開	
	2019/07/22					<input type="checkbox"/>	
		2019/07/22				<input type="checkbox"/>	

# 1. 技能者のメリット②-2(技能者本人が閲覧することができる就業履歴情報)

## ○技能者本人がCCUSに蓄積した自身の就業履歴情報を閲覧することができる

日付	所属事業者				元請事業者			現場名			
	事業者ID	事業者名	法人・個人区分	技能者の所属事業者と異なる場合	事業者ID	事業者名	現場ID	現場名	工事区分	工事内容	有害物の取り扱いの有無
2019/6/12	89734771071022	(株) 基金建設	法人		51459048034222	(株) 元請A	61922982715471	A現場工事	電気・空調 衛生・その他工事		無
2019/6/13	89734771071022	(株) 基金建設	法人		51459048034222	(株) 元請A	61922982715471	A現場工事	電気・空調 衛生・その他工事		無
2019/6/17	89734771071022	(株) 基金建設	法人		30716371471722	元請B(株)	74292677932971	B現場工事	建築・住宅 工事		無
2019/6/18	89734771071022	(株) 基金建設	法人		30716371471722	元請B(株)	74292677932971	B現場工事	建築・住宅 工事		無
2019/6/26	89734771071022	(株) 基金建設	法人		10067263304022	(株) 元請C	67278617688171	C現場工事	土木工事		無
2019/6/27	89734771071022	(株) 基金建設	法人		10067263304022	(株) 元請C	67278617688171	C現場工事	土木工事		無
2019/6/28	89734771071022	(株) 基金建設	法人		10067263304022	(株) 元請C	67278617688171	C現場工事	土木工事		無



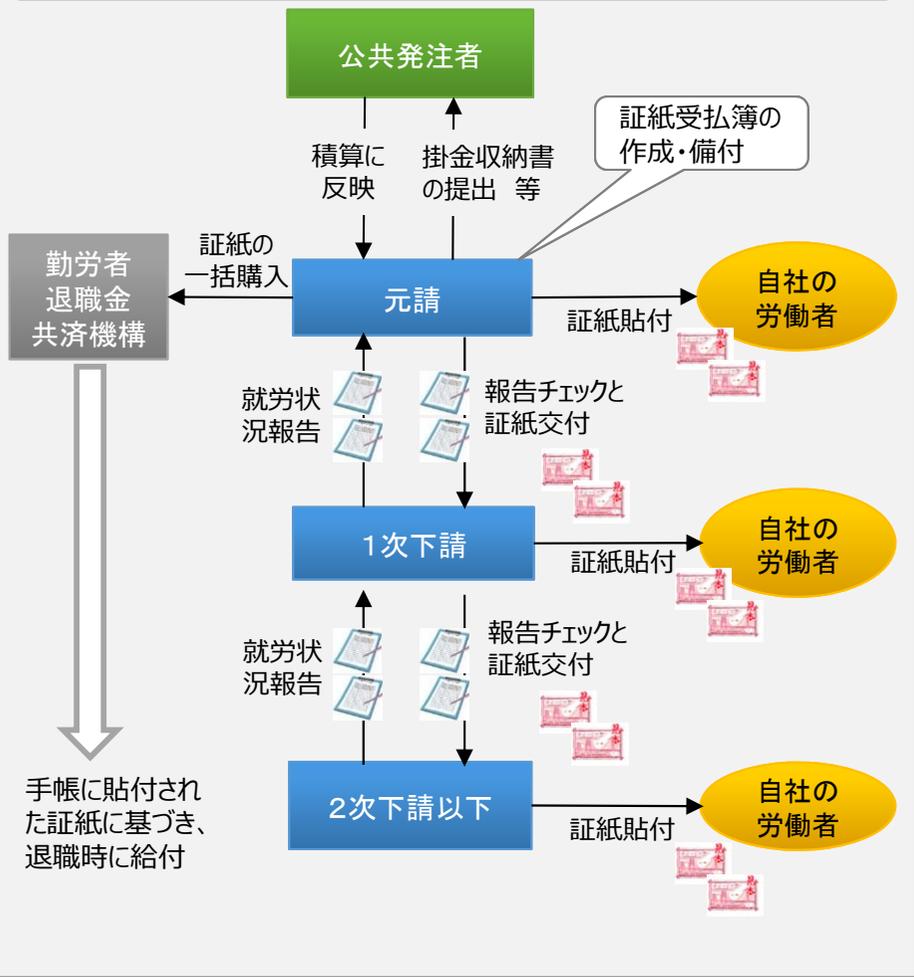
就業履歴							登録								建設業退職金共済証紙代替アカウント			
就業履歴数			就業内容				登録方法			直接入力					加入	共済契約者番号	被共済者番号	
現場登録済 (計上)	現場未承認 (非計上)	現場未登録 (非計上)	職種	立場	作業内容	有害物質の取り扱い、 有害業務への従事有無	方法	認定システム		現場承認		一次承認		所属事業者				
								システム番号	機器番号	結果	決済日	結果	決済日	結果				決済日
1	0	0	特殊作業員・コンクリート工	職長	コンクリート打設	無	ICカード									○	3456789	9800001
1	0	0	特殊作業員・コンクリート工	職長	コンクリート打設	無	ICカード									○	3456789	9800001
1	0	0	特殊作業員・コンクリート工	職長	コンクリート打設	無	ICカード									○	3456789	9800001
1	0	0	特殊作業員・コンクリート工	職長	コンクリート打設	無	ICカード									○	3456789	9800001
1	0	0	特殊作業員・コンクリート工	職長	コンクリート打設	無	ICカード									○	3456789	9800001
1	0	0	特殊作業員・コンクリート工	職長	コンクリート打設	無	ICカード									○	3456789	9800001
1	0	0	特殊作業員・コンクリート工	職長	コンクリート打設	無	直接			確認	2019/6/30	確認	2019/6/30	確認	2019/6/30	○	3456789	9800001



技能者本人の意思によりきCCUSに蓄積した就労履歴データを活用した電子申請を促進することで、労働者の就業実績を漏れなく、建退共退職金の掛金充当につなげていくことが重要。

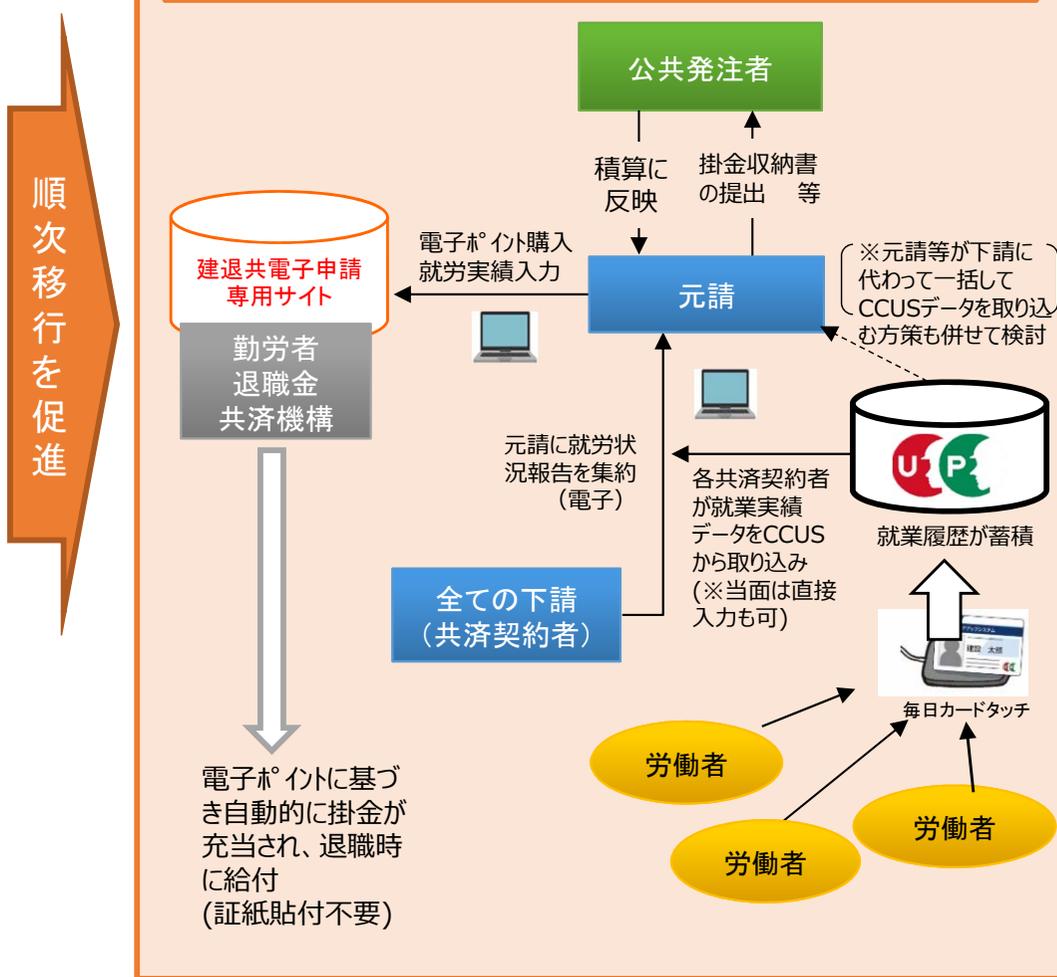
現行方式(証紙受払の書面管理)

- 現行の証紙・書面管理方式**では、数次にわたる下請に雇用される**一人一人の技能者への証紙の確実な交付・貼付には限界**があり、対象労働者が働いた日数や証紙購入数に比べて、**証紙が過少貼付傾向**。
- 民間工事においては制度普及が進んでいない。



CCUS活用型電子申請方式

- 対象労働者の就労実績を確実に掛金充当につなげるため、**キャリアアップカードタッチでCCUSに蓄積された就業実績を掛金充当に活用することを原則化**。(2023年を目処)
- 電子申請導入を契機に、**公共工事での活用を徹底**しつつ、**民間工事での普及拡大**を図る。



順次移行を促進



自社が雇用する技能者の数や保有資格、社会保険加入状況等が明らかになり、**取引先からの信頼が得やすくなる** (= **企業の実力の見える化**)

所属技能者統計情報

対象時点 2020年01月末現在

所属技能者数  
22人

保有資格			
資格種類	人数(人)	割合(%)	
登録基幹技能者	21	95.45	
技能士	21	95.45	
免許・資格	21	95.45	
技能講習	21	95.45	
特別教育	21	95.45	
その他安全衛生講習	6	27.27	

企業が雇用する技能者のうちの有資格者の情報が明らかに。

適切な保険判定			
保険種類	人数(人)	割合(%)	
健康保険	22	100.00	
年金保険	22	100.00	
雇用保険	22	100.00	

退職金共済制度加入			
退職金共済制度種類	人数(人)	割合(%)	
建設業退職金共済制度	21	95.45	
中小企業退職金共済制度	0	0.00	

- 専門工事企業の施工能力等の見える化（見える化）は、人を大切にし、施工能力等の高い専門工事企業が適正に評価され、選ばれる環境が整備されることにより、建設技能者の処遇改善や人材への投資が促進され、業界に対する安心感（不良不適格業者の排除）が熟成されるための仕組みを構築するために行う。
- 評価においては、建設キャリアアップシステム（CCUS）、技能者の能力評価のレベル判定システム等と連携して行う。

専門工事業団体等

国土交通省

○見える化評価実施機関については、原則、能力評価基準の評価実施機関が企業評価を行う。

- 評価機関の認定
- 見える化の評価結果を国交省HPで公表

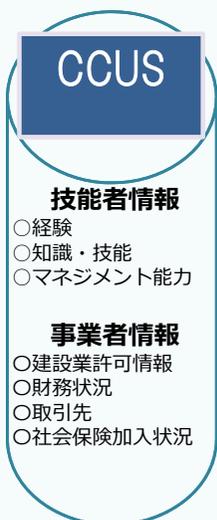
評価基準の策定

- 専門工事業団体は評価基準を策定する。
- 評価の対象は、CCUSの事業者登録を行った専門工事企業等とする。

【一覧表】

認定年度	都道府県	業種	企業名	施工能力	問い合わせ先	HPアドレス
20●●年度	北海道	鉄筋工事業	○○○(株)	☆☆☆☆	×-××-××	.....
			・			
			・			
20●●年度	北海道	鉄筋工事業	■■■(株)	☆☆☆	×-××-××	.....

公表 ☆～☆☆☆☆により評価



CCUSと連携した、見える化システムを構築・活用

項目	共通評価内容	選択評価内容
<b>基礎情報</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業許可の有無</li> <li>建設業の許可年数</li> <li>財務状況等</li> <li>社員数</li> <li>団体加入</li> </ul>	<p>業種ごとに設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の保有状況</li> <li>登録基幹技能者の有無</li> <li>2次下請企業を含めた動員力</li> <li>表彰実績の有無等</li> </ul>
<b>施工能力</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設技能者の人数（キャリアアップカードの保有者数、レベル等）</li> <li>施工実績</li> </ul>	
<b>コンプライアンス</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>処分歴</li> <li>コンプライアンスの取組</li> <li>社保加入状況</li> </ul>	

項目区分	項目	申請内容（イメージ）
<b>基礎情報</b> ☆☆☆☆	建設業許可の有無	建設業法上の建設業許可 有
	建設業の許可年数	○○年
	財務状況等	○○指標 取引銀行；△△銀行○○支店 取引先；●●建設、▼▼工務店
<b>施工能力</b> ☆☆☆☆	社員数	○○名（直用）
	専門工事業団体加入	専門工事業団体に加入
<b>コンプライアンス</b> ☆☆☆☆	建設技能者の人数	キャリアアップカードの保有人数 ○○名 キャリアアップカードのレベル4-0名 レベル3-0名 レベル2-0名 レベル1-0名 動員力 ○○名
	施工実績	■●病院、□○ビル
	建設業法の法令遵守、労働基準関係法令違反の状況	建設業法による監督処分、労働基準関係法令違反 無
	社会保険加入状況	雇用保険、健康保険、年金保険 加入

### 出面管理のIT化、賃金や代金支払いの根拠が明確に

所屬事業者					技能者				元請事業者		現場 <b>現場に関する情報</b>				
事業者ID	事業者名	法人・個人区分	技能者の所屬事業者と異なる場合	建設業退職金共済制度共済契約者番号	技能者ID	技能者名	技能者名フリガナ	建設業退職金共済制度被共済者番号	事業者ID	事業者名	現場ID	現場名	工事区分	工事内容	有害物の取り扱いの有無
49763012980000	〇〇建設				41750669479800	建設 三郎	ケンセツ サプロウ		74423073659300	(株)△△建設工業	07301358598000	〇〇マンション建築工事			無
49763012980000	〇〇建設				32945538277100	基金 太郎	キキン タロウ		61296511955900	〇〇工務店	43346650927800	東京都△トンネル工事			無
49763012980000	〇〇建設				44744163186300	振興 太郎	振興 タロウ		24345871189800	□□建設(株)	70012782952000	□□建設工事			無

**雇用している技能者一覧**

### 就業履歴数

### 出面情報

就業履歴数				出面情報															2019
計上・非計上	現場登録済み		現場未登録	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	(計上)	現場未承認(非計上)	(非計上)	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
計上	2	-	-	直接	直接														
非計上	-	0	0																
計上	1	-	-																
非計上	-	0	0																
計上	3	-	-		ICカード	ICカード		ICカード											
非計上	-	0	0																



## 2. 下請業者側から見たメリット③-2(出面管理や賃金支払い時の根拠)

就業履歴															
19年04月の登録															
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
														直接	

### 現場で従事した 職種及び立場

現場で従事した 職種及び立場				現場毎のXモ							
				技能者		所属事業者		一次事業者		現場	
職種	立場	作業内容	有害物質の取り扱い、 有害業務への従事有無	Xモ	Xモ登録日	Xモ	Xモ登録日	Xモ	Xモ登録日	Xモ	Xモ登録日
塗装工・金属塗装工			なし								
特殊作業員・特殊作業員	班長		なし								
塗装工・金属塗装工			なし								

初めて仕事する下請業者の実力の**確認**ができ、**施工の安心感**につながる

510\_閲覧 所属事業者情報の閲覧

10\_自社情報

20\_所属技能者統計情報

30\_技能者の検索

40\_所属技能者就業履歴

50\_施工体制登録情報

60\_自社に関する現場・就業履歴

70\_事業者の検索

80\_申請情報の検索

520\_就業履歴

610\_現場・契約

620\_施工体制登録

710\_代行申請

720\_所属技能者確認

810\_事業者管理

820\_変更

830\_開示設定

900\_退会

安全書類

**事業者情報(自社情報)**

事業者ID	39809523422822
事業者名フリガナ	(カブ)キキンケンセン
事業者名	(株)基金建設
事業者階層の詳細表示	
法人・個人区分	法人
法人番号	
代表者名	基金 一郎
所在地	〒105-0001 東京都港区 虎ノ門1-85-5
電話番号	03-0901-0802
資本金	500,000 千円

登録責任者 技術新 登録責任者氏名 03-0901-0802

建設業許可の有無 建設業許可番号種類 無

建設に関わる業種情報 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗

建設業許可以外に営んでいる業種 設計・コンサル 地質調査 測量 (非破壊)検査 運送

企業の実力が見える化

他の事業者情報

「510\_閲覧 70\_事業者の検索」で、事業者検索すること、他の事業者情報（事業者名、所在地、集計情報等）の閲覧が可能

所属技能者統計情報 対象時点 2020年01月末現在

所属技能者数 22人

保有資格

資格種類	人数(人)	割合(%)
登録基礎技能者	21	95.45
技能士	21	95.45
免許・資格	21	95.45
技能講習	21	95.45
特別教育	21	95.45
その他安全衛生講習	6	27.27

適切な保険判定

保険種類	人数(人)	割合(%)
健康保険	0	0.00
年金保険	0	0.00
雇用保険	0	0.00

退職金共済制度加入

退職金共済制度種類	人数(人)	割合(%)
建設業退職金共済制度	21	95.45
中小企業退職金共済制度	0	0.00

**現場運用時に限り、元請事業者又は上位下請事業者は、初めて仕事する下請業者が雇用する技能者の資格等(\*)の確認ができ、施工の安心感につながる**

\* 社会保険加入状況や安全衛生資格保有の有無 等

70\_事業者の検索  
80\_申請情報の検索  
520\_就業履歴  
540\_安全書類  
610\_現場・契約  
620\_施工体制登録  
710\_代行申請  
720\_所属技能者確認

情報

技能者の所属事業者と異なる場合	技能者			就業内容				雇用年月日	生年月日	年齢	現住所			
	技能者ID	技能者名	フリガナ	職種	立場	作業内容	有害物質の取り扱い、有害業務への従事有無				(都道府県)	(都道府県以降)	TEL	(都道府県)
	608792784569〇〇	建設太郎	ケンセツ タロウ	特殊作業員・特殊作業員			無		1985/05/22	34歳	神奈川県	港区〇〇市1-1-1	090-0000-0000	現住所と同じ

戻る CSV出力 帳票出力 CSVファイル解説

作業員の作業に関する資格保有者かどうかや、技能レベルが確認可能

情報

緊急連絡先			最近の健康診断		血液型	適切な保険加判定			作業内容等に必要保有資格							
都道府県	(都道府県以降)	TEL	一般健康診断 受診日	特殊健康診断 種類、受診日		健康保険		年金保険		雇用保険		登録基幹技能者	技能士	免許・資格	技能講習	特別教育
加入	保険種類	被保険者番号	加入	保険種類	加入	被保険者番号	登録基幹技能者	技能士	免許・資格	技能講習	特別教育	その他安全衛生講習				
都所と同じ	現住所と同じ	044-1234-5678	2019/12/12	有機溶剤2019-08-30	O	国民健康保険 組合		厚生年金		12345678901	登録機械 土工技能者		1級土木施 工管理技士	車両系建設機 械運転(機械 重量3t以上)	締固め用機械 (ローラー)の 運転	職長教育

戻る CSV出力 帳票出力 CSVファイル解説

- 元請等は、下請や技能者の稼働状況がリアルタイムに把握可能
- 技能者の保有資格・経験や、社会保険加入状況確認の効率化
- 稼働現場以外は、技能者と所属企業の同意がなければ情報は非開示

元請等が現場稼働中に閲覧できる現場情報

◎ 自社に関する現場情報

◎ 現場情報

◎ 下位の下請事業者の情報

◎ 現場に入退場した技能者の就業履歴

下位事業者一覧							
事業者名 ▽▽建設(株)							
現場での自社の立場	現場		事業者			代表者名	住所
	現場ID	現場名	施工体制に登録した回数	事業者ID	事業者名		
元請事業者	CD1234	〇〇工事	一次	AB3456	〇〇建設	〇〇〇〇	東京都〇〇市〇〇3-23
元請事業者	CD1234	〇〇工事	二次	CD1234	□□工業	〇〇〇〇	千葉県〇〇市〇〇34
元請事業者	CD1234	〇〇工事	三次	EF5678	△△工務店	〇〇〇〇	東京都〇〇区〇〇2-13
下請事業者	RS4567	△△新築工事	二次	GH6789	××鉄筋	〇〇〇〇	東京都〇〇市〇〇1-24-3
下請事業者	RS4567	△△新築工事	三次	QR2345	■ ■ 興業	〇〇〇〇	埼玉県〇〇市〇〇56

作業員履歴一覧情報							
元請上位事業者 □□建設(株)							
現場名(場所) ××アパート							
就業年月 自 2019/6/1 至 2019/6/30							
事業者名	技能者名	就業日数	作業内容等	立場	健康診断受診	社会保険加入	建退共加入
〇〇建設(株)	建設 太郎	20	大工工事		○	○	○
〇〇建設(株)	〇〇 〇男	21	大工工事	職長	○	○	
〇〇建設(株)	〇〇 〇美	18	大工工事		○	○	○
××工務所	□□ 〇郎	15	大工工事		○	○	
××工務所	□□ 次郎	15	大工工事		○	○	○
××工務所	□□ 太郎	20	電気設備工事	職長	○	○	○
××工務所	□□ 花子	20	電気設備工事		○	○	○

下請の雇用関係や技能者の見える化

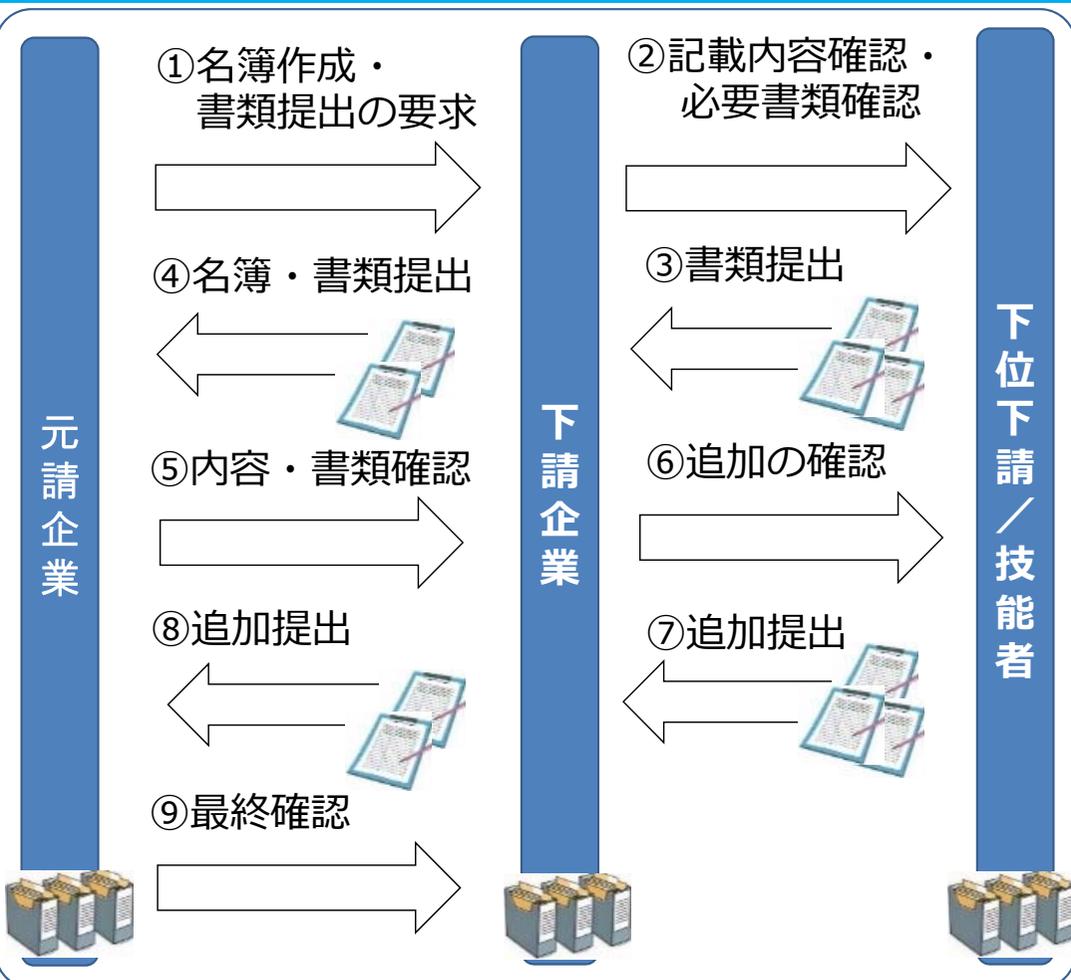
技能者の社会保険加入状況の確認

技能者の稼働状況の把握

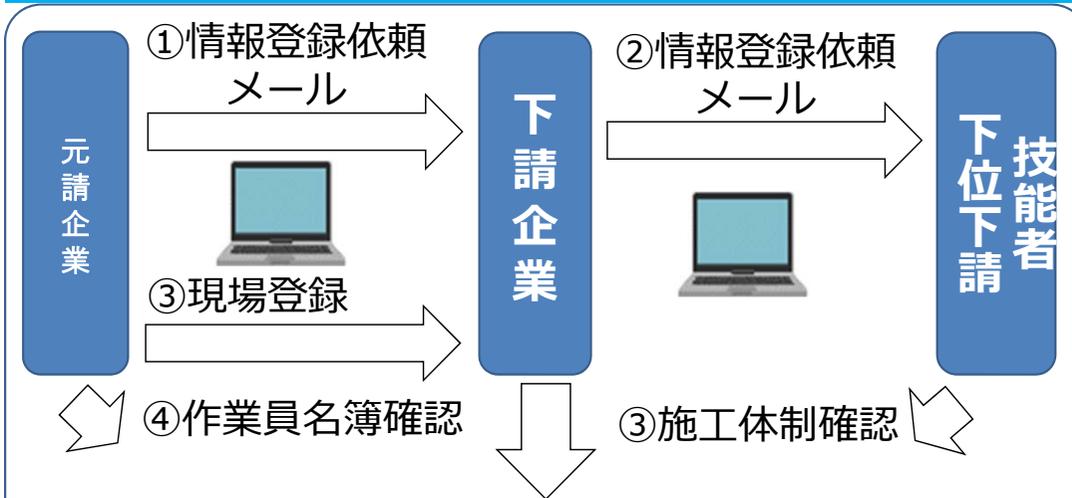
現場の安全管理にも効果

- システムに施工体制を登録することで登録情報で、**作業員名簿や施工体制台帳の自動作成が可能**
- 法令で必要な書類等の作成の負担軽減や**ペーパーレス化**で、**業務が効率化**
- 元請等の**建退共事務も効率化**  
(元請への就労実績報告の電子化、証紙受払簿作成が不要、下請への証紙交付枚数の自動計算)

#### 現 状



#### システムで書類の自動作成が可能



#### キャリアアップシステム

氏名	職種	生年月日・現住所等	健康診断	社会保険	資格	受入教育日

技能者情報を反映

作業員名簿

元請会社名 建設業許可		元請の事業者 情報を反映	下請人に関する事項	
工事内容等	現場情報を反映	下請会社名 建設業許可	下請の事業者 情報を反映	
監督員等		現場代理人等		
社会保険等の 加入情報	元請の事業者 情報を反映	社会保険等の 加入情報	下請の事業者 情報を反映	

施工体制台帳

建設キャリアアップシステムを活用して、建設技能者の処遇改善、建設産業の生産性向上と価格交渉力の向上、若年者の入職促進

カードタッチで建退協退  
職金の掛金(電子申請)

キャリアパスと処遇の見通し  
や建設業のイメージアップ

技能者の経験・能力  
に応じた処遇

高レベル技能者配置を  
経審で評価

スマートで生産性  
の高い建設業へ

見積り・請求のエビデンス

技能者を雇用し育成  
する企業の評価

生体認証による  
入退場管理

システムで  
技能者の  
稼働状況把握

技能者の能力  
レベルと処遇の  
見通しの明確化

書類削減

本人確  
認・顔写  
真

技能者の  
日々の就  
業履歴

公正な競争環境

勤怠管理・  
出面管理の  
システム化

入退場時間

技能者の  
資格情報

雇用関係の  
見える化

施工体制台  
帳、作業員  
名簿等の作  
成効率化

工事書類  
作成機能

社保加入  
情報



CCUSに登録・蓄積される技能者情報

(登録情報)

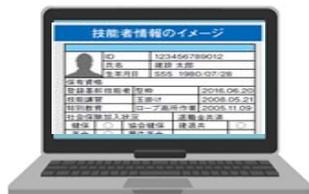
- 本人情報・顔写真
- 所属事業社情報
- 社会保険・建退共・労災加入状況
- 職種、経験
- 保有する資格
- 研修等の受講履歴
- 表彰等の履歴

(カードリーダーでの蓄積情報)

- 技能者の就業履歴情報
  - ・現場名等
  - ・所属事業者名



IDとパスワードでログイン



情報閲覧の基本条件

- 初期登録時は**全ての情報が非開示**。開示には、**技能者本人と所属事業者双方の同意が必要**。開示する情報を選択可。
- 元請は**自社の稼働中の現場に入場している技能者情報の一部（作業員名簿に記載される情報+当該元請の現場での就業履歴）のみ閲覧可能**
- 登録されている情報を閲覧するためには**IDとパスワードが必要**。

技能者情報

所属事業者



【条件なし】

- システムに登録されている所属技能者の情報は全て閲覧可能。

元請・上位下請業者



【一部条件あり】

- 元請は自社の現場に入場している技能者情報のみ閲覧可能。
- 上位下請は下位下請の技能者情報のみ閲覧可能。

他の建設業者



【条件あり】

- 技能者と所属事業者の双方が同意した範囲のみ、他社の技能者の情報を閲覧可能。

※基本設定上は、技能者情報画面の閲覧はできない

情報

次敷	事業者			上下下請事業者					
	事業者ID	事業者名	法人・個人区分	一次下請事業者		二次下請事業者		三次下請事業者	
				事業者ID	事業者名	事業者ID	事業者名	事業者ID	事業者名
一	272216927443	〇〇(株)キャリア一次建設	法人						
二	029923878796	〇〇(株)キャリア二次建設	法人	27221692744322	(株)キャリア一次建設				
三	920090797828	〇〇(株)キャリア三次建設	法人	27221692744322	(株)キャリア一次建設	02992387879622	(株)キャリア二次建設		

事業者IDをクリックすると  
所属技能者一覧になる

25ページ参照  
技能者閲覧項目は、3. 元請や上位下請から見た  
メリット①-2 (施工の安心感)と同様の閲覧画面

技能者ID	技能者名	フリガナ	職種	立場	作業内容	有価物質の取り扱い、有価業務への従事有無		雇用年月日	生年月日	健康保険	厚生年金	雇用保険	
60765240535721	公共建二	コウキョウケンジ	普通作業員・普通作業員								890	9876543210	999999999999
80133013686721	構造建三	コウゾウケンゾウ	普通作業員・普通作業員										
62657536076821	原寸四郎	ゲンスンシロウ	普通作業員・普通作業員										

年齢	現住所			緊急連絡先			最近の健康診断			適切な保険加算			作業内容等に必要な保有資格									
	(都道府県)	(都道府県以外)	TEL	(都道府県)	(都道府県以外)	TEL	一般健康診断 受診日	特殊健康診断 種類、受診日	血液型	健康保険			年金保険		雇用保険		登録技能者	技能士	免許・資格	技能講習	特別教育	その他安全衛生講習
										加入	保険種類	被保険者番号	加入	保険種類	加入	被保険者番号						
34歳	神奈川県	横浜市西区4-1	090-0000-0000	現住所と同じ	現住所と同じ	044-1234-5678	2019/12/12	有価審判2019-08-30	〇	国民健康保険 組合			厚生年金	12345678901								
34歳	神奈川県	〇〇市〇区2-1	090-0000-0000	現住所と同じ	現住所と同じ	044-1234-5678	2019/12/12	有価審判2019-08-30	〇	国民健康保険 組合			厚生年金	12345678901								
34歳	神奈川県	△市〇区1-1	090-0000-0000	現住所と同じ	現住所と同じ	044-1234-5678	2019/12/12	有価審判2019-08-30	〇	国民健康保険 組合			厚生年金	12345678901								

元請が現場開設中に限りCCUSで閲覧できる下請の情報は、作業員名簿に記載される情報とほぼ同じ（住所、電話番号のほか、作業に関係する主な資格、免許情報は、作業員名簿でも掲載）

### 作業員名簿

事業所の名称 89468415321671 A現場

( 2019年12月21日 作成 )

所長名 殿

本書面に記載した内容は、作業員名簿として、安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

1次  
会社名

35239143655422 D建築 (株)

( 2次 )

提出日 年 月 日

55700885327322 Eシステム (株)

番号	フリガナ		職種	※ 所属事業者と異なる事業者の元で就業した場合	雇用年月日	生年月日	現住所	(TEL)	最近の健康診断日	血液型	特殊健康診断日	健康保険		教育・資格・免許			入場年月日						
	氏名	技能者ID										経験年数	年齢	家族連絡先	(TEL)	種類		年金保険	雇用保険	雇入・職長特別教育	技能講習	免許	受入教育実施年月日
																		協会けんぽ					
1	ニシムラ シロウ		ブロック工 特殊ブロック工	基,技,安	1996年12月05日	1976年12月05日	3610001 埼玉県 行田市 北河原	( 03-1111-1111 )	2019年12月02日	O	2019年11月04日	協会けんぽ				2019年12月12日							
	西村 四郎	39855353989121			年	43歳	母 西村 花子	( 0178-99-9999 )	~	放射線	一般	4441					年 月 日						
2	キタダ ゴロウ		タイル工 タイル工	職	2008年12月04日	1981年12月05日	3600005 埼玉県 熊谷市 今井	( 03-2222-2222 )	2019年12月5日	O	2019年11月18日	協会けんぽ				年 月 日							
	北田 五郎	98157400595521			年	38歳	祖母 北田 菊子	( 0178-99-5555 )	~	じん肺健康診断	一般	5552				年 月 日							
3	ミナミ イチコ		特殊作業員 特殊作業員	女	2015年12月01日	1993年12月17日	1560057 東京都 世田谷区 上北沢	( 03-3333-3333 )	2019年12月17日	A	2019年11月05日	協会けんぽ				年 月 日							
	南 一子	59199998319221			年	26歳	父 建設 六郎	( 0178-44-4444 )	~	じん肺健康診断	一般	6663				年 月 日							

■ CCUSの登録上で入力が必要であり、自動反映される項目

■ CCUSの登録上で入力任意であり、入力されている場合に自動反映される項目

※の項目：下請事業者の場合は、出力可能(元請出力不可)

## 普及・促進に向けた具体的な取組の検討内容



### 山梨

県土整備部発注工事(土木一式工事)において、総合評価で加点(試行)  
 加点条件:事業者登録かつ雇用関係にある技能者を登録をした場合2点加点、それ以外は0点(令和2年1月公告から評価開始)

### 福岡

競争入札参加資格審査における地域貢献活動評価項目において、加点対象としている。「建設キャリアアップシステムの事業者登録をしていること」及び別項目の要件を満たしている場合、5点の加点

### 宮城

総合評価落札方式において、建設キャリアアップシステムを活用した労働環境の改善や技能者等の処遇改善に資する評価方法を検討

### 栃木

建設キャリアアップシステムを導入した企業に対し、総合評価において「企業の信頼性(企業の取組)企業の先進的取組への評価」の評価項目の一つとして設定を検討

### 長野

- 建設キャリアアップシステムへの事業者登録、雇用する技能労働者の個人登録を行った企業に対し、入札参加資格付与時の主観点において加点について検討(R3,4年度資格付与時を予定)
- 令和2年4月より、総合評価落札方式の公告案件において建設キャリアアップシステムの活用について加点項目に追加予定

### 静岡

建設キャリアアップシステム登録者に対する入札参加資格での加点、総合評価落札方式における加点について検討

### 熊本

建設キャリアアップシステムへの登録事業者を入札参加資格において加点措置する等の企業評価を行うことについて検討

### 福島

総合評価落札方式や入札参加資格審査時に加点評価を検討中

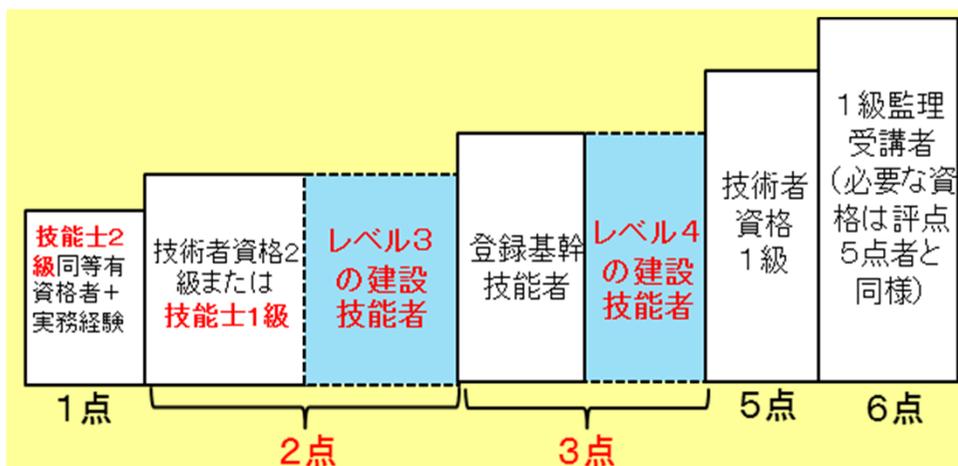
他 1県で 総合評価や入札参加資格審査時に加点を検討中

R1.9中央建設業審議会総会で、経営事項審査における建設キャリアアップシステムの導入を踏まえた評点の付与を決定。

## 改定 (R2.4.1~)

### 【Z1:技術職員数】

○建設キャリアアップシステムにおいて、**レベル4、3と判定された者の数**に応じて、新たに評点を付与



※建設技能者の能力評価基準において  
 ・レベル4 = 登録基幹技能者相当  
 ・レベル3 = 技能士1級相当とされている。

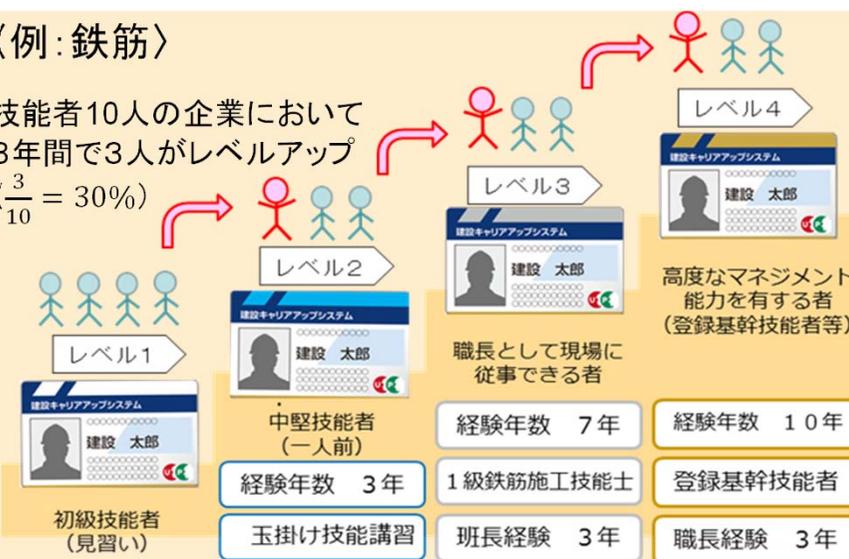
## 新設 (R3.4.1~)

### 【W10:知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況】

○基準日後3年間に於いて、建設キャリアアップシステムで**レベル2以上にアップした建設技能者の割合**に応じて評点を付与(最大10点)

〈例:鉄筋〉

技能者10人の企業において3年間で3人がレベルアップ  
 $\frac{3}{10} = 30\%$



※技術者については、一人当たりの継続教育(CPD)プログラムの受講単位数に応じて評点を付与。

### 3. 建設キャリアアップシステムを活用した取組

---

○作業員名簿に記載される社会保険加入状況によって、元請は適切な保険かどうかを確認可能（「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」によって確認は元請の役割とされている）

番号	ふりがな		健康保険	
	氏名	技能者ID	年金保険	
1	けんせつ たろう		協会けんぽ	
	建設 太郎		厚生年金	
	11111111111111		一般	9012
		健康保険の行	健康保険の保険番号欄は表示されない。	
		年金保険の行	年金保険の保険番号欄は表示されない。	
		雇用保険の行	雇用保険名称欄は雇用保険の被保険者種類・区分が表示される	

### 【①健康保険】

④に該当する場合を除き、左欄に保険名称又は適用除外の別が表示される。※右欄は空欄（保険番号は表示されない）

### 【②年金保険】

④に該当する場合を除き、左欄に保険名称又は適用除外の別が表示される。※右欄は空欄（保険番号は表示されない）

### 【③雇用保険】

④に該当する場合を除き、左欄に被保険者種類・区分が表示され、右欄には保険番号の下四桁が表示される。

※適用除外又は日雇の場合のみ左欄に情報が表示される

### 【④ 3 保険共通】

未加入者、郵送・窓口申請時に各保険に加入していることを証明する書類を添付しなかった場合、けんぽ適用除外承認済を選択し証明書類を添付しなかった場合は、左欄及び右欄の「両欄」が空欄となる。

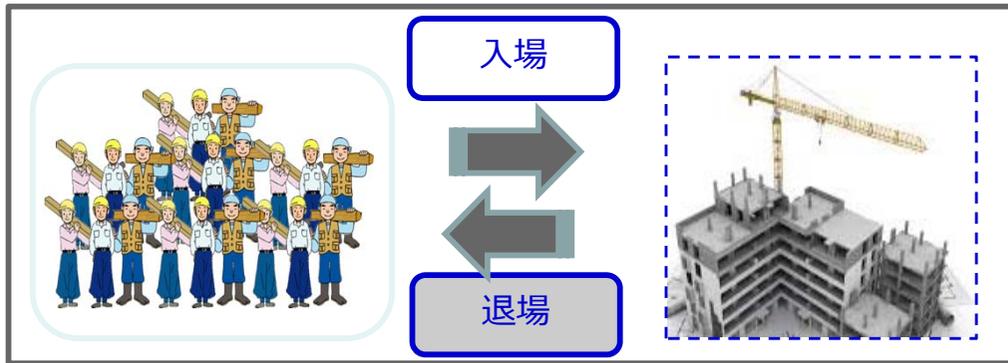
注：適用除外理由として、「けんぽ適用除外承認済」を選択した場合はその旨を右欄に表示させる予定（時期未定）。

番号	ふりがな	健康保険
	氏名	年金保険
	技能者ID	雇用保険
1	けんせつ いちろう	協会けんぽ
	建設 一郎	厚生年金
	111111111111111	一般 9012
<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; text-align: center;"> <b>適切な保険に加入 (3保険)</b>  <small>※法人又は個人事業主 (5名以上) に雇用されている者</small> </div>		
2	どけん いちろう	適用除外
	土建 一郎	適用除外
	222222222222222	一般 7890
<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; text-align: center;"> <b>適切な保険に加入 (雇用保険)</b>  <small>※個人事業主 (5名未満) に雇用されている者が想定</small> </div>		
3	じゅうたく さぶろう	
	住宅 三郎	両欄が空欄の場合 は要確認
	333333333333333	
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> <b>社会保険未加入 又は 加入している保険の証明書類の添付無し</b>  <small>※所属事業所の形態は不明</small> </div>		
4	とうきょう じろう	適用除外
	東京 二郎	適用除外
	444444444444444	適用除外
<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; text-align: center;"> <b>(個人の責任で健康保険と年金保険に加入)</b>  <small>※個人事業主 (一人親方) が想定</small> </div>		
5	かながわ じろう	
	神奈川 次郎	両欄が空欄の場合 は要確認
	555555555555555	一般 9024
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> <b>健康保険・年金保険未加入 又は 加入している保険の証明書類の添付無し</b>  <small>※所属事業所の形態は不明</small> </div>		

さらに、適用除外理由は「[社会保険・適用除外の理由一覧](#)」から確認可能。

- 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- 建設業においても、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制が適用
- また、平成31年4月1日より改正労働安全衛生法が施行され、事業者に対し、労働者の労働時間の状況について客観的な方法等により把握することを義務付け
- こうした規制に対応していくためには、建設キャリアアップシステムを導入し、その情報を活用していくことが有用

### 建設現場における勤務時間管理の現状



- 技能者は様々な現場作業に従事
- これらの技能者を雇用する建設企業において、個々の技能者について勤務時間管理を実施

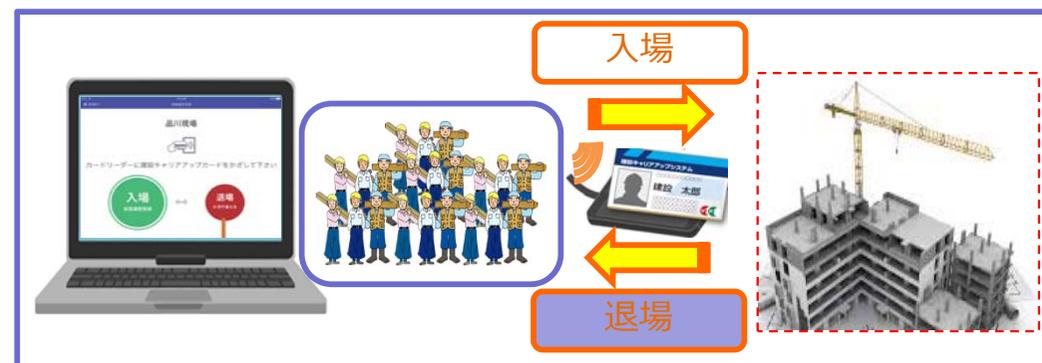
個々の技能者が日々の作業日報を責任者へ報告

年	月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
工種											
仮囲い工・仮設事務所											
仮設足場工											
ダンプの傾斜防止工											
除染工											
機関係体工											
建屋解体工											
屋架解体工											
土工事											
周辺環境調査											

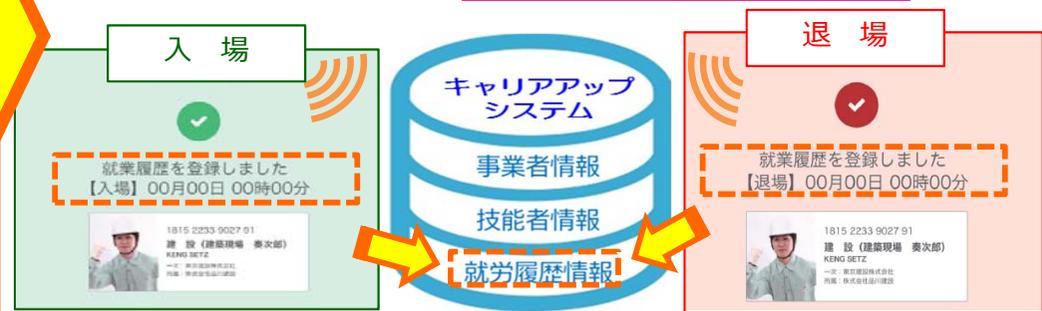
### 手作業での勤務時間管理



### キャリアアップシステムを活用した対応



- 「入場時」と「退場時」にキャリアアップカードをカードリーダーに読み込ませることで「入退場時刻」の記録が可能

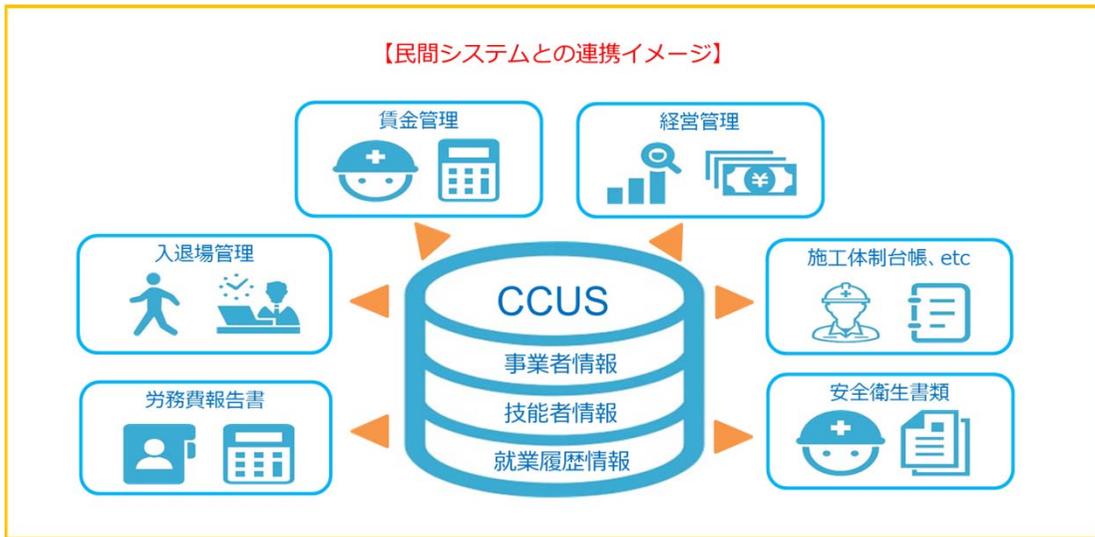


### 建設キャリアアップシステムを活用した働き方改革への対応策について検討

(例) キャリアアップシステムに記録された「入退場時刻」について、民間システムと連携して、勤務時間管理に活用

## ○民間システムとのAPI連携による蓄積データの活用

建設キャリアアップシステム（CCUS）に蓄積されている真正性のある技能者情報・事業者情報は、様々な機能を有する民間システムがCCUSとAPI連携することにより、勤務時間管理や給与計算、書類作成など様々な業務に活用できます。また、現在、CCUSでは、「建レコ」アプリ以外で計7システムに対してAPI連携の認定をしております。

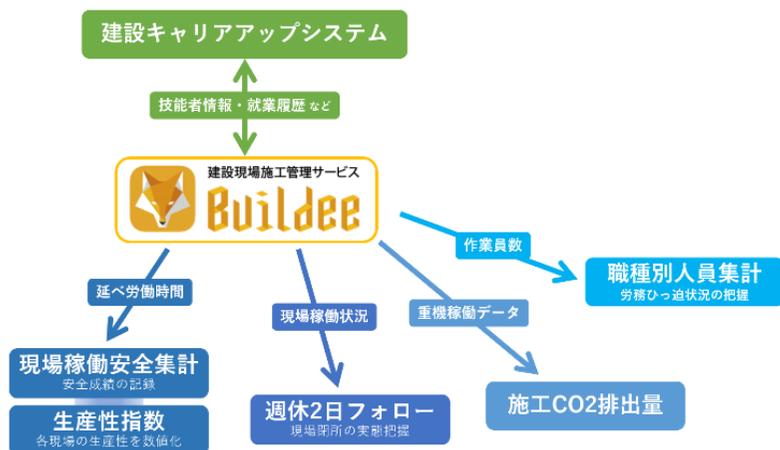


【参考】API連携認定システム一覧（2019年9月13日時点）

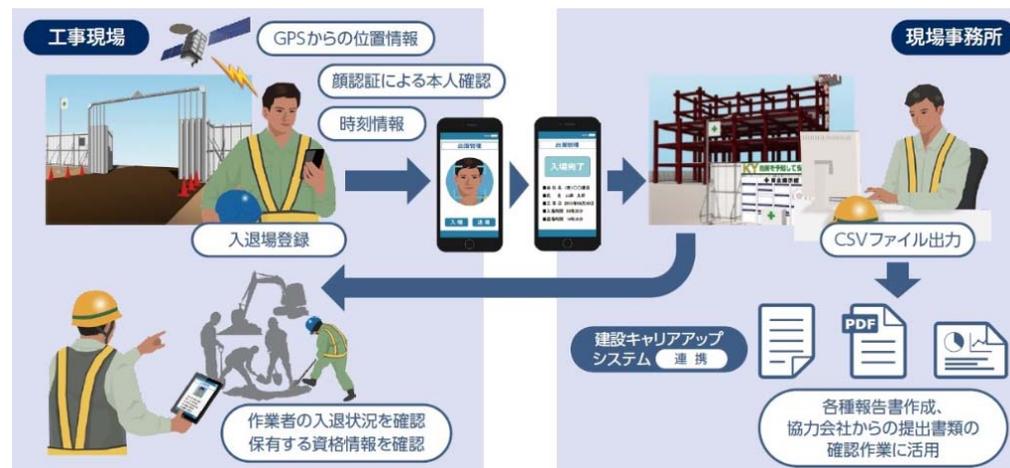
NO	システム名
1	Easy Pass(アートサービス(株))
2	WIZDOM((株)アウトソーシングテクノロジー)
3	Buildee((株)イーリバースドットコム)
4	ワイズワーク((株)ヨコハマシステムズ)
5	TcPass(東急建設(株))
6	建設現場顔認証入退管理サービス(日本電気(株))
7	建設サイト・シリーズ(グリーンサイト/MCデータプラス)

## ◆就業履歴データ登録標準API連携認定システム活用事例

例1 Buildeeの場合



例2 建設現場顔認証入退管理サービスの場合



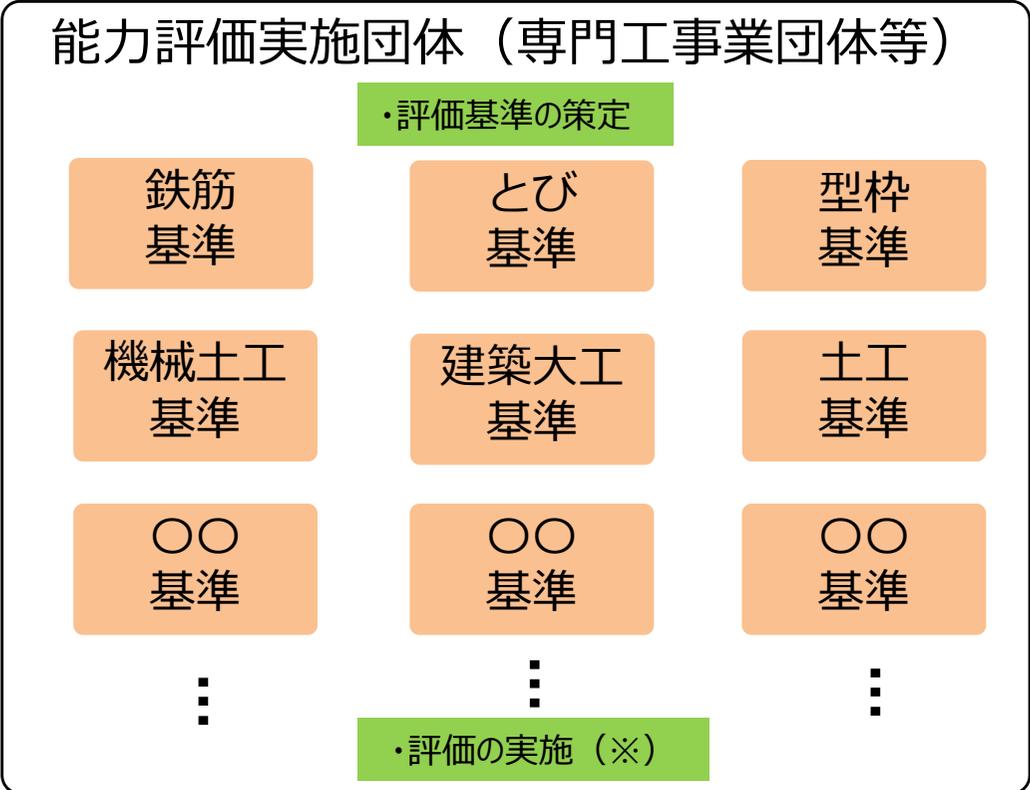
※上記2システムの画像については、各社のHPから抜粋して参照

## 【参考資料】

国土交通省 **ガイドライン策定**

↑ 評価基準の認定申請  
実施規程の届出

↓ 評価基準の認定



建設キャリアアップシステム

← 技能者情報の依頼

→ 技能者情報を受取

← 評価結果の通知  
カード交付申請

【代行】

所属事業者等

技能者

・評価及びカード交付申請

←

【当面の間の措置】  
・「経験等」(※)を証明して申請  
※システム稼働前の経験等

経験年数	〇年
班長経験	〇年
職長経験	〇年

→ 評価結果の通知

※建設キャリアアップシステムと連携したレベル判定システム(仮称)を構築し、活用(平成32年度目途稼働予定)



・レベルに応じたカード交付

注: 能力評価実施団体は、申請者から、評価実施手数料の徴収も可能

呼称		鉄筋技能者	型枠技能者	機械土工技能者
レベル4	就業日数	10年(2150日)	10年(2150日)	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録鉄筋基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>●安全優良職長厚生労働大臣顕彰</li> <li>●卓越した技能者(現代の名工)</li> <li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録型枠施工基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録機械土工基幹技能者</li> <li>●1級建設機械施工技士</li> <li>●1級土木施工管理技士</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> </ul>
	職長としての就業日数	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)	7年(1505日)	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級鉄筋施工技能士(組立て、または施工図)</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・型枠施工1級技能士</li> <li>・型枠支保工の組立て作業主任者技能講習</li> <li>・足場の組立て等作業従事者特別教育又は足場の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>・職長・安全衛生責任者教育又は職長教育</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務従事者安全衛生教育</li> <li>●ローラー運転業務従事者安全衛生教育</li> <li>●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(建設ジュニアマスター)</li> </ul>
	職長又は班長としての就業日数	職長又は班長として 3年(645日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)	3年(645日)	2年(430日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉掛け技能講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉掛け技能講習</li> <li>・丸のご等取扱作業安全衛生教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習</li> <li>●ローラーの運転の業務に係る特別教育</li> </ul>
レベル1		(建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者)		

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。



# 左官、内装仕上の能力評価基準

( R1. 10. 24 申請  
R1. 10. 25 認定 )



呼称		左官技能者	内装仕上技能者
レベル4	就業日数	10年(2150日)	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録左官基幹技能者</li> <li>●1級建築施工管理技士</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>●安全優良職長厚生労働大臣顕彰</li> <li>●卓越した技能者(現代の名工)</li> </ul> ・レベル2、3の基準に示す保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録内装仕上工事基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>●安全優良職長厚生労働大臣顕彰</li> <li>●1級建築施工管理技士</li> <li>●卓越した技能者(現代の名工)</li> </ul> ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	職長としての就業日数	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	5年(1075日)	5年(1075日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1級左官技能士</li> <li>●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰</li> </ul> ・レベル2の基準に示す保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1級技能士(内装仕上げ施工職種または表装職種)</li> <li>●青年優秀施工土地・建設産業局長顕彰</li> <li>●2級建築施工管理技士</li> </ul> ・レベル2の基準に示す保有資格
	職長又は班長としての就業日数	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 3年(645日)
レベル2	就業日数	3年(645日)	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2級左官技能士</li> <li>●研削といしの取替え等の業務特別教育及び足場の組立て作業従事者特別教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2級技能士(内装仕上げ施工職種または表装職種)</li> <li>●足場の組立等作業従事者特別教育</li> <li>●自由研削といしの取替え等の業務特別教育</li> <li>●有機溶剤作業主任者技能講習</li> <li>●丸のご等取扱作業安全教育</li> <li>●玉掛け技能講習</li> </ul>
レベル1		(建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者)	

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。



呼称		防水施工技能者	切断穿孔技能者	サッシ・カーテンウォール技能者	建築大工技能者
レベル4	就業日数	10年(2150日)	10年(2150日)	10年(2150日)	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録防水基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録切断穿孔基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録建築大工基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>●安全優良職長厚生労働大臣顕彰</li> <li>●卓越した技能者(現代の名工)</li> <li>●技能グランプリ(金賞・銀賞・銅賞・敢闘賞)</li> <li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li> </ul>
	職長としての就業日数	職長として3年(645日)	職長として3年(645日)	職長として3年(645日)	職長として3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)	6年(1290日)	7年(1505日)	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級防水施工技能士</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職長・安全衛生責任者教育</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1級ビル用サッシ施工作業技能士</li> <li>●1級金属製カーテンウォール工事作業技能士</li> <li>・職長・安全衛生責任者教育</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記のうちから2つ以上</li> <li>✓1級又は2級建築大工技能士</li> <li>✓枠組壁建築技能士</li> <li>✓1級又は2級建築施工管理技士</li> <li>✓1級若しくは2級建築士又は木造建築士</li> <li>✓職業訓練指導員(建築科・枠組壁建築科・プレハブ建築科)</li> <li>✓木材加工用機械作業主任者技能講習</li> <li>✓建築物の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>✓足場の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>✓木造建築物の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>✓青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰</li> <li>✓プレハブ建築マイスター</li> <li>✓認定ログビルダー</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>
	職長又は班長としての就業日数	職長又は班長として1年(215日)	職長又は班長として1年(215日)	職長又は班長として1年(215日)	職長又は班長として0.5年(108日)
レベル2	就業日数	3年(645日)	3年(645日)	3年(645日)	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2級防水施工技能士</li> <li>●玉掛け技能講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切断穿孔技士</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2級ビル用サッシ施工作業技能士</li> <li>●2級金属製カーテンウォール工事作業技能士</li> <li>●下記の全ての資格</li> <li>✓職長・安全衛生責任者教育</li> <li>✓低圧電気取扱特別教育</li> <li>✓アーク溶接特別教育</li> <li>✓足場の組立て等作業従事者特別教育</li> <li>✓研削といしの取替え等の業務特別教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・丸のご等取扱作業安全衛生教育</li> <li>・足場の組立て等作業従事者特別教育又は足場の組立て等作業主任者技能講習</li> </ul>
レベル1		(建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者)			

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。



呼称		トンネル技能者	圧接技能者
レベル4	就業日数	10年(2150日)	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録トンネル基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録圧接基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li> </ul>
	職長としての就業日数	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ずい道等の掘削等作業主任者又はずい道等の覆工作業主任者</li> <li>・発破技士又は火薬類取扱保安責任者(甲・乙種)</li> <li>・職長・安全衛生責任者教育</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職長・安全衛生責任者教育</li> <li>・足場の組立等作業従事者特別教育</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>
	職長又は班長としての就業日数	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	2年(430日)	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両系建設機械(機体重量3t以上の整地・運搬・積込み・掘削用機械)の運転技能講習</li> <li>・小型移動式クレーン(5t未満)の運転技能講習</li> <li>・玉掛け作業技能講習</li> <li>・高所作業車の運転技能講習</li> <li>・車両系建設機械(解体用)の運転技能講習又はコンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育</li> <li>・高所作業車の運転特別教育</li> <li>・特定粉じん作業特別教育</li> <li>・ずい道等の掘削・運搬・覆工等の内作業特別教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス溶接技能講習</li> <li>・研削といしの取替え等の業務特別教育</li> </ul>
レベル1	(建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者)		

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

## 第 I 部- (2) 建設分野の外国人材の受入れについて

---

# 建設分野における外国人材の受入れ状況

- 建設分野で活躍する外国人の数は、2011年から5倍以上に増加（1.3万人→6.9万人）
- 在留資格別では技能実習生が最も多く(2018年：4.6万人)、近年増加傾向にある。
- 2015年から、オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、技能実習修了者を対象とした「外国人建設就労者受入事業」を開始したところ。

## 建設分野に携わる外国人数

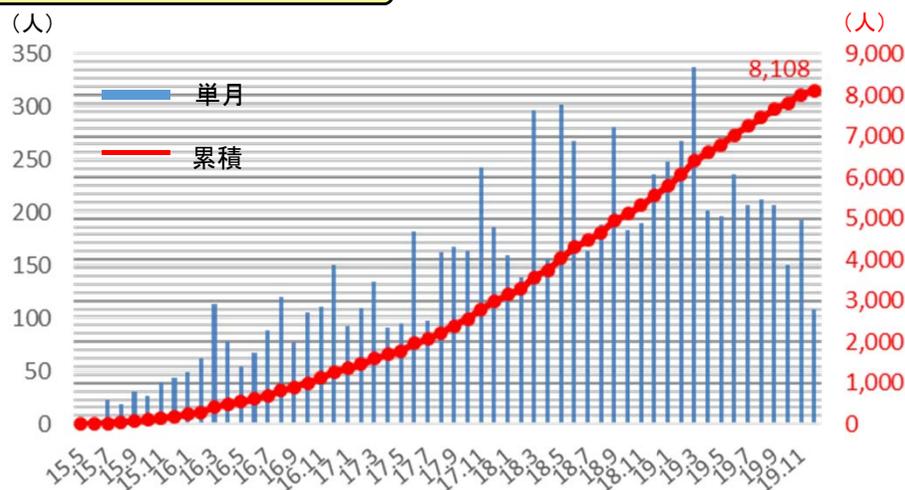
(単位：人)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2011→2018 増加率
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	112.8%
<b>建設業</b>	<b>12,830</b>	<b>13,102</b>	<b>15,647</b>	<b>20,560</b>	<b>29,157</b>	<b>41,104</b>	<b>55,168</b>	<b>68,604</b>	<b>434.7%</b>
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	45,990	577.2%
外国人建設就労者	0	0	0	0	401	1,480	2,983	4,796	-

※外国人建設就労者は年度末時点、その他は10月末時点の人数  
出典：外国人建設就労者は国交省調べ、その他は外国人雇用届出状況（厚生労働省）

## 外国人建設就労者の受入状況（2019年12月末時点）

### 外国人建設就労者の入国月



### 国籍別の状況

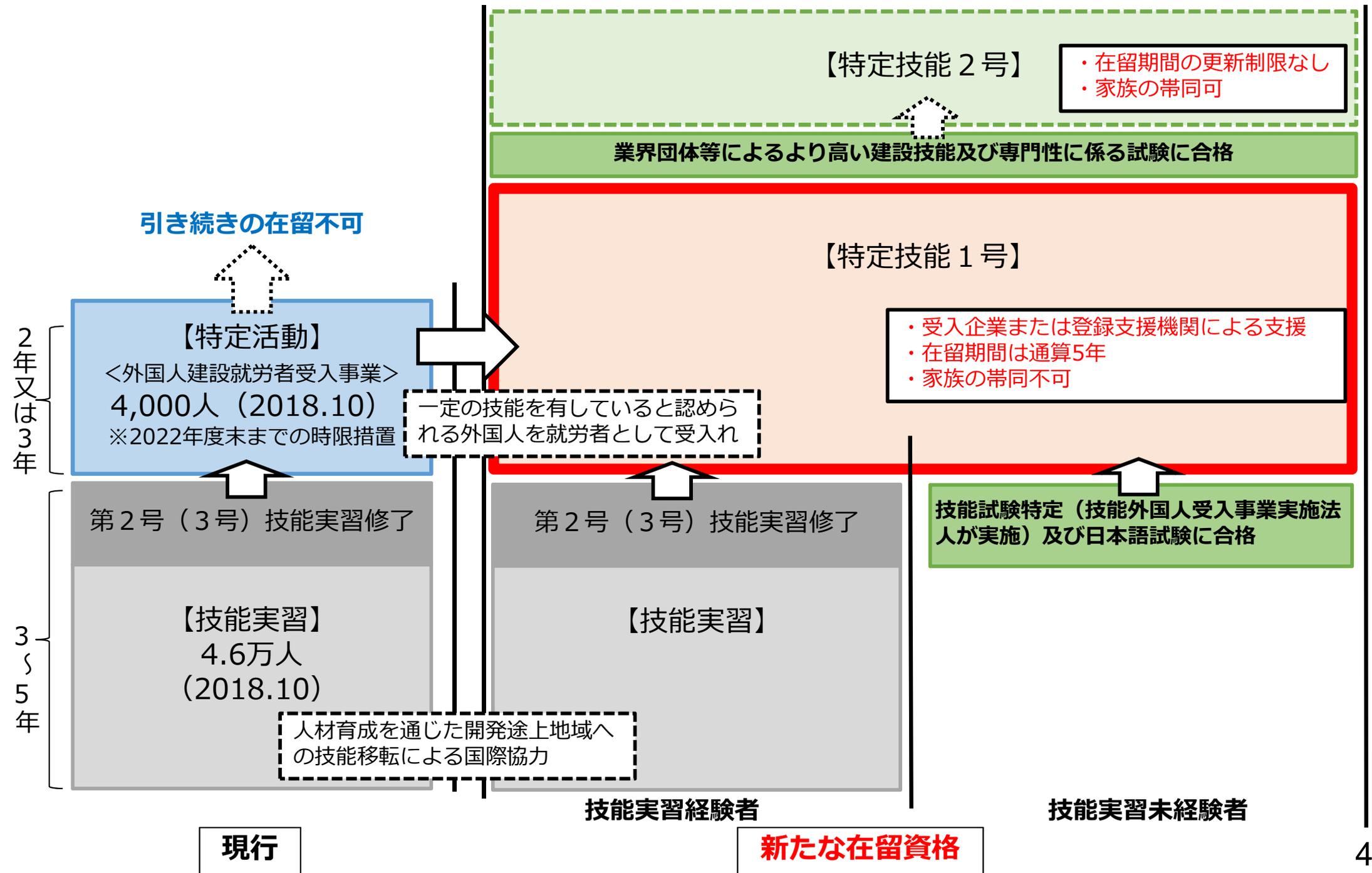
単位：人

国名	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	ミャンマー	カンボジア	モンゴル	タイ	ネパール	スリランカ	ラオス
人数	3,054	1,067	553	490	79	51	44	20	19	5	4

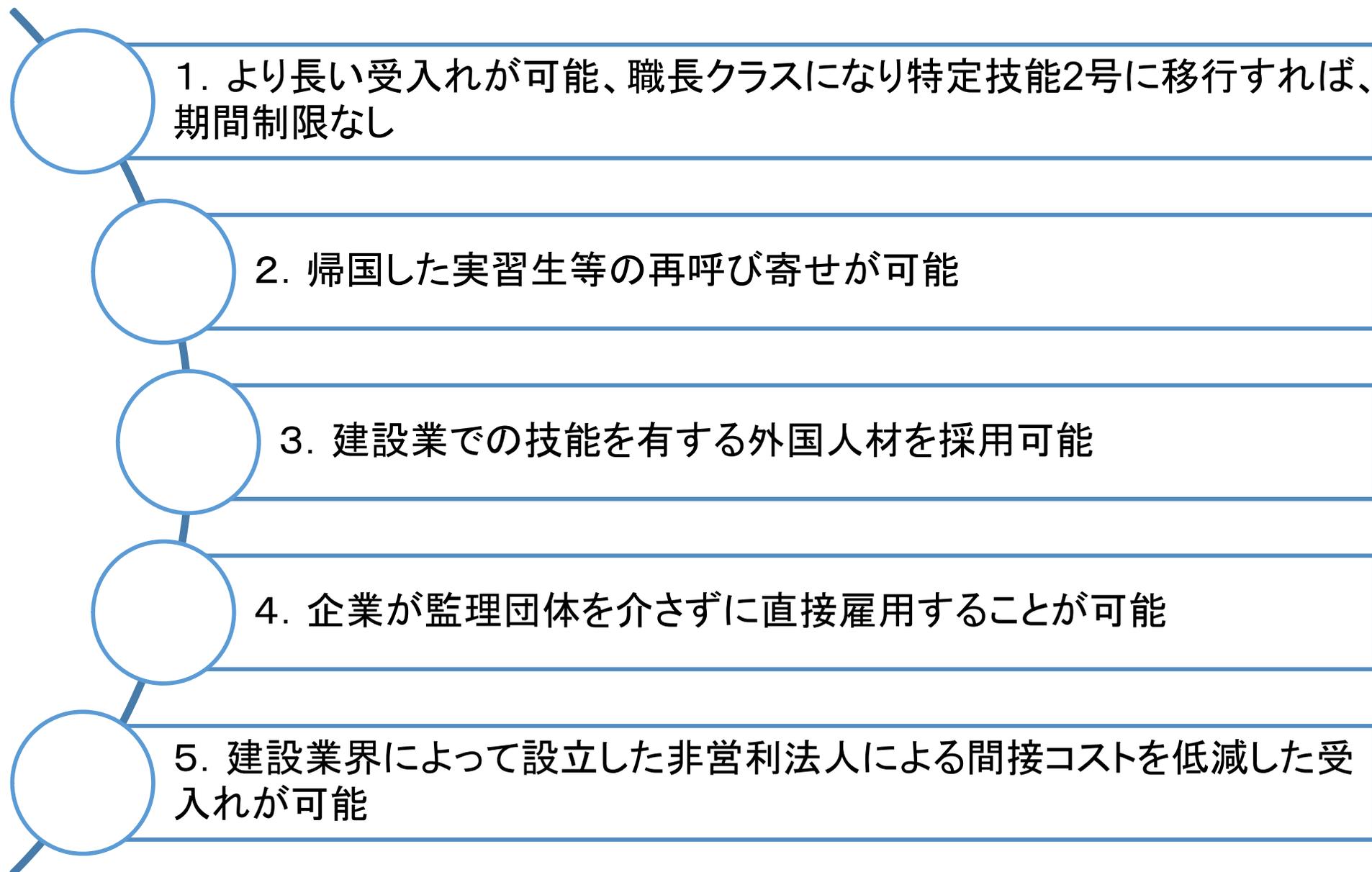
### 職種別の状況

単位：人

職種	とび	鉄筋施工	型枠施工	溶接	建設機械施工	建築大工	左官	内装仕上げ施工	鉄工	塗装	配管	防水施工
人数	1,182	955	696	483	373	322	302	242	172	143	108	107
コンクリート圧送施工	建築板金	タイル張り	熱絶縁施工	かわらぶき	表装	サッシ施工	さく井	石材施工	ウエルポイント施工	冷凍空調和機器施工	建具製作	築炉
90	45	39	25	19	19	19	19	10	9	5	2	0



# I. 特定技能外国人制度の概要

- 
1. より長い受入れが可能、職長クラスになり特定技能2号に移行すれば、期間制限なし
  2. 帰国した実習生等の再呼び寄せが可能
  3. 建設業での技能を有する外国人材を採用可能
  4. 企業が監理団体を介さずに直接雇用することが可能
  5. 建設業界によって設立した非営利法人による間接コストを低減した受入れが可能

# 建設分野特定技能の受入対象業務

職種	受入開始年
<p> <b>型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げ／表装</b> </p> <p style="text-align: right;">&lt; 11 職種 &gt;</p>	2019年
<p> <b>とび、建築大工、建築板金、配管、保温保冷、ウレタン断熱、海洋土木工</b> </p> <p style="text-align: right;">&lt; 7 職種 &gt;</p>	2020年

※ 太字の職種は、関連の職種での技能実習の受入れ実績があるもの。

# 技能実習等の受入対象職種との対応関係

技能実習及び外国人建設就労者の受入対象分野（25職種38作業）

職種名	作業名	※
さく井	パーカッション式さく井工事作業	37
	ロータリー式さく井工事作業	
建築板金	ダクト板金作業	172
	内外装板金作業	
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	128
建具製作	木製建具手加工作業	73
建築大工	大工工事作業	1,089
型枠施工	型枠工事作業	2,018
鉄筋施工	鉄筋組立て作業	2,066
とび	とび作業	3,935
石材施工	石材加工作業	121
	石張り作業	
タイル張り	タイル張り作業	195
かわらぶき	かわらぶき作業	112
左官	左官作業	474
配管	建築配管作業	527
	プラント配管作業	
熱絶縁施工	保温保冷工事作業	142
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	976
	カーペット系床仕上げ工事作業	
	鋼製下地工事作業	
	ボード仕上げ工事作業	
表装	カーテン工事作業	117
	壁装作業	
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	89
防水施工	シーリング防水工事作業	519
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	158
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業	5
建設機械施工	押土・整地作業	1,386
	積み込み作業	
	掘削作業	
	締固め作業	
築炉	築炉作業	0
鉄工(※)	構造物鉄工作業	(1,033)
塗装(※)	建築塗装作業	(2,879)
	鋼橋塗装作業	
溶接(※)	手溶接	(6,749)
	半自動溶接	

※職種別「技能実習2号」への移行者数(H29)

技能実習から特定技能に 移行可能な業務区分
建築板金（※2020年から追加）
建築大工（※2020年から追加）
型枠施工
鉄筋施工
とび（※2020年から追加）
屋根ふき
左官
配管（※2020年から追加）
保温保冷（※2020年から追加）
内装仕上げ／表装
コンクリート圧送
建設機械施工
特定技能において新たに設ける業務区分 （技能実習がない業務区分）
トンネル推進工
土工
電気通信
鉄筋継手
吹付ウレタン断熱（※2020年から追加）
海洋土木工（※2020年から追加）

特定技能の受入対象分野「建設分野」（19業務区分）

技能実習及び外国人建設就労者の受入対象分野25職種38作業のうち、15職種24作業が特定技能の受入対象となった

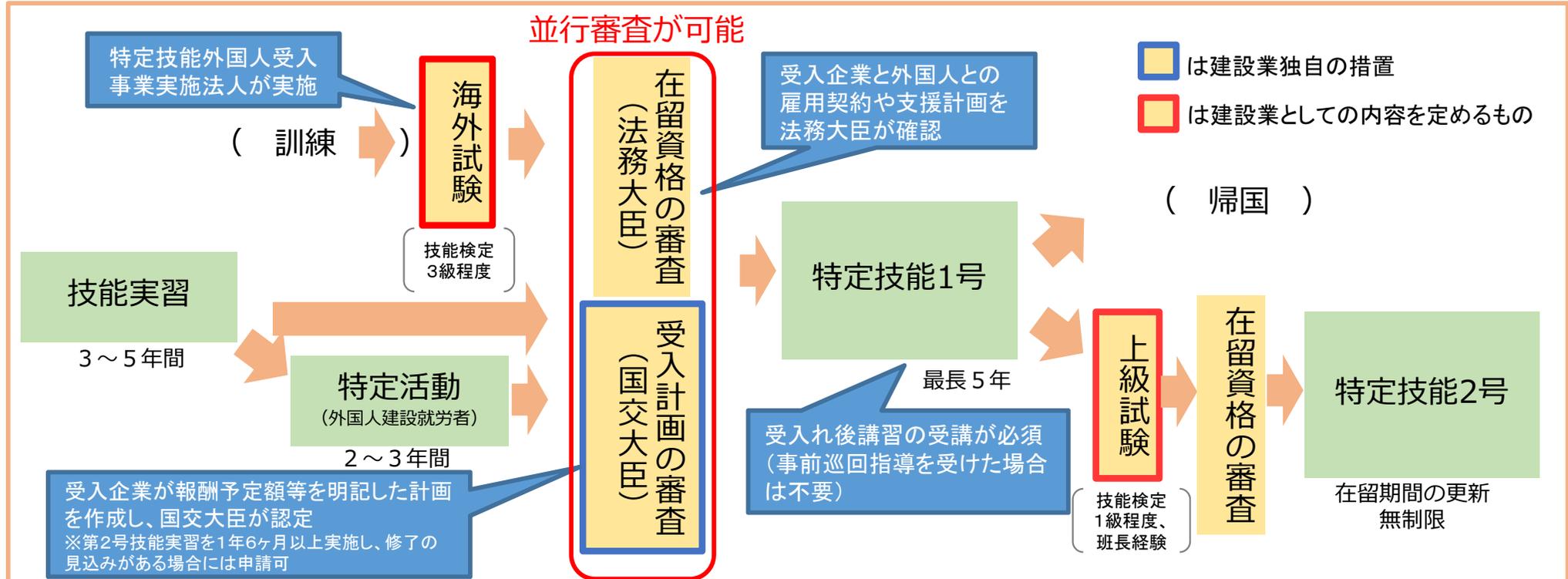
⇒「建設関係」の技能実習対象職種に従事する者のうち、約92%をカバー（H29実績ベース）

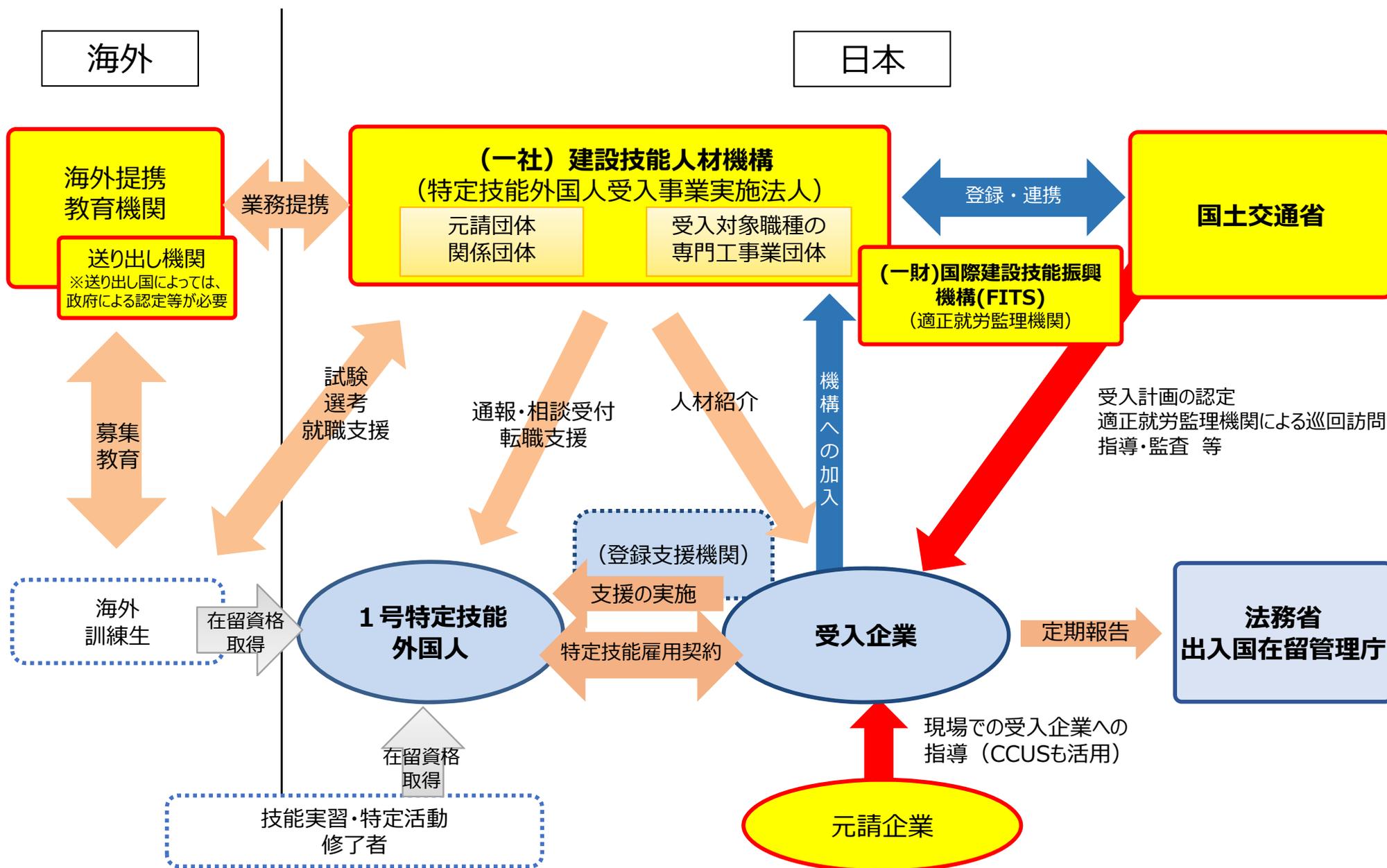
※建設業者が実習実施機関である場合に限る。移行者数は建設業者以外も含む。

# 国土交通省への受入計画の認定関係(建設分野)

## ○ 1号特定技能外国人の受入れ要件に、「建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める基準への適合」を設定

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関(受入企業)の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、1号特定技能外国人の在留資格の審査に先立ち、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める(具体的な基準は入管法省令に基づく国土交通省告示に規定)
- 3) 受入計画の認定基準
  - ・ 受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
  - ・ 受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
  - ・ 元請団体、専門工事業団体により構成される、特定技能外国人の適正・円滑な受入れを実現するための取組を実施する特定技能外国人受入事業実施法人への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
  - ・ 特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
  - ・ 賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明(外国人が十分に理解できる言語)
  - ・ 1号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する講習または研修を受講させること
  - ・ 国又は適正就労監視機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ 等





## <正会員> 24団体

2020年2月4日現在

職種	団体名	職種	団体名
型枠施工	(一社) 日本型枠工事業協会	屋根ふき	(一社) 全日本瓦工事業連盟
左官	(一社) 日本左官業組合連合会	電気通信	(一社) 情報通信エンジニアリング協会
コンクリート圧送	(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会	鉄筋施工	(公社) 全国鉄筋工事業協会
トンネル推進工	(公社) 日本推進技術協会	鉄筋継手	全国圧接業協同組合連合会
建設機械施工	(一社) 日本機械土工協会	内装仕上げ	(一社) 全国建設室内工事業協会
	日本発破工事協会		日本室内装飾事業協同組合連合会
	(一社) 全国基礎工事業団体連合会		日本建設インテリア事業協同組合連合会
	(一社) 日本建設機械レンタル協会		
	(一社) 日本基礎建設協会	元請ゼネコン 他	(一社) 日本建設業連合会
土工	(一社) 日本機械土工協会 (再掲)		(一社) 全国建設業協会
	(一社) 全国中小建設業協会		(一社) 日本道路建設業協会
	(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会		(一社) 全国中小建設業協会 (再掲)
			(一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
		(一社) 電設工業協会	
		(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会	

## <賛助会員>

賛助会員 (団体)	賛助会員 (企業)
(一社) 日本建設機械施工協会	建設企業111社

※ 建設企業は、正会員団体のいずれかに加入又は (一社) 建設技能人材機構に賛助会員として加入していれば、特定技能外国人の受入れはいずれの職種でも可能。

## ケース1：海外訓練＋試験

海外現地機関における募集

適性審査(技能)の実施  
訓練(日本語・技能)の実施

日本語能力試験（N4以上）、技能試験の実施

特定技能雇用契約の締結

建設特定技能受入計画の認定（国土交通省）

入国審査・在留資格の取得（法務省）

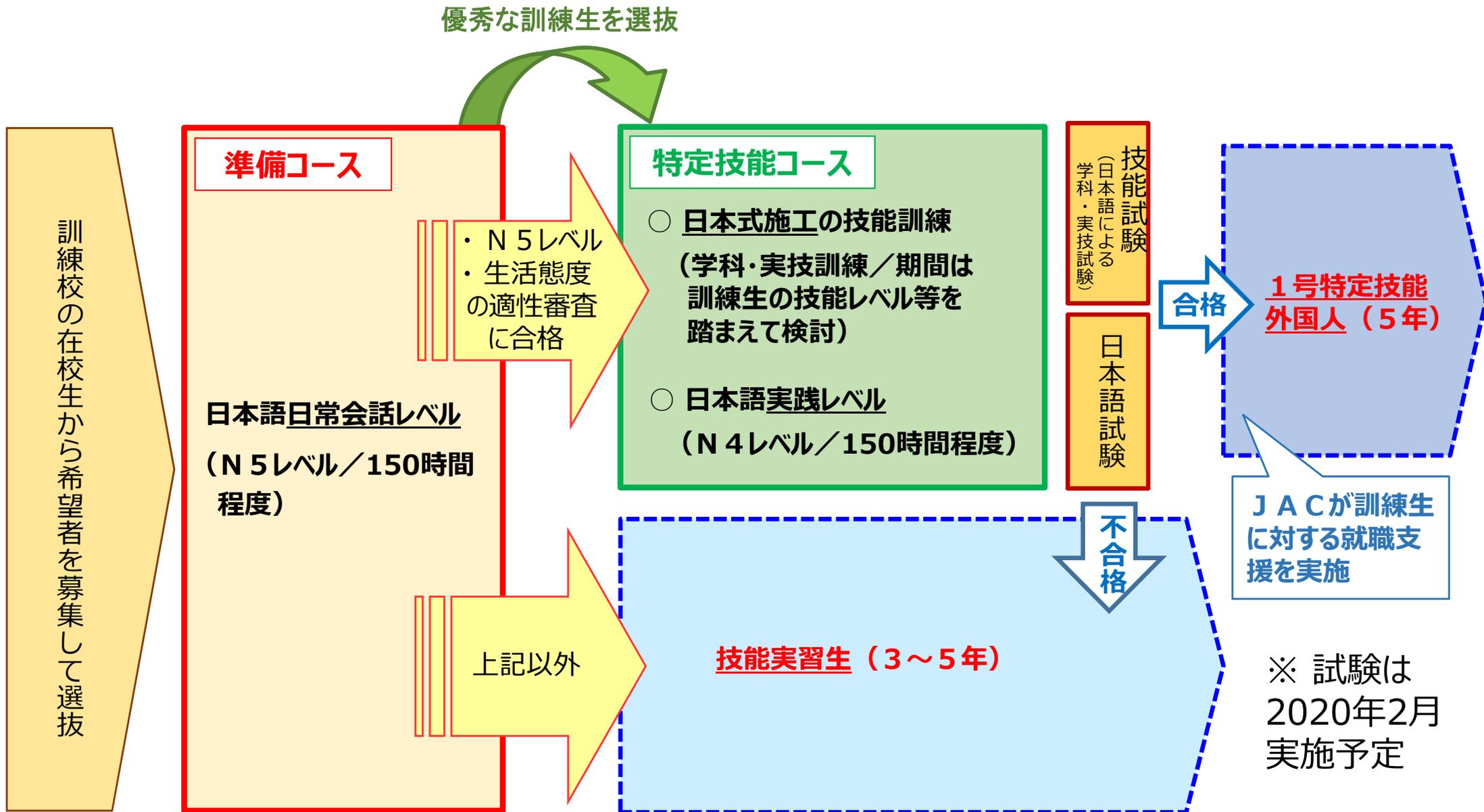
## ケース2：試験のみ

※人材募集や日本語・技能  
訓練等を受入企業が実施  
するケース

## ケース3：試験なし

※技能実習・建設就労からの  
移行者のケース

在留資格変更（法務省）



## FITSの役割



○外国人建設就労者

○特定技能外国人



「FITS 建設」  
で検索！

検索 FITS 建設

Google 検索

I'm Feeling Lucky



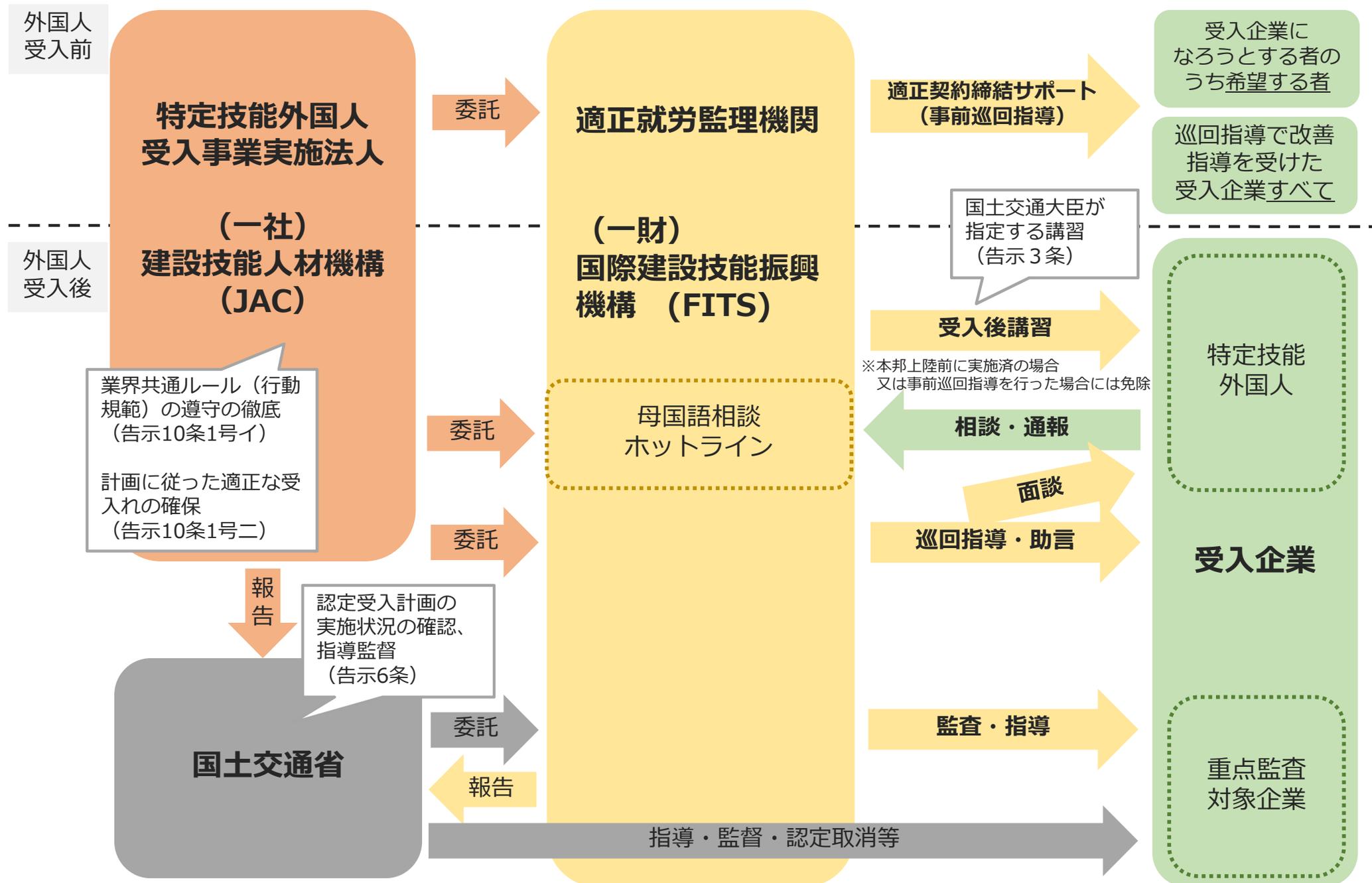
○設立年月日

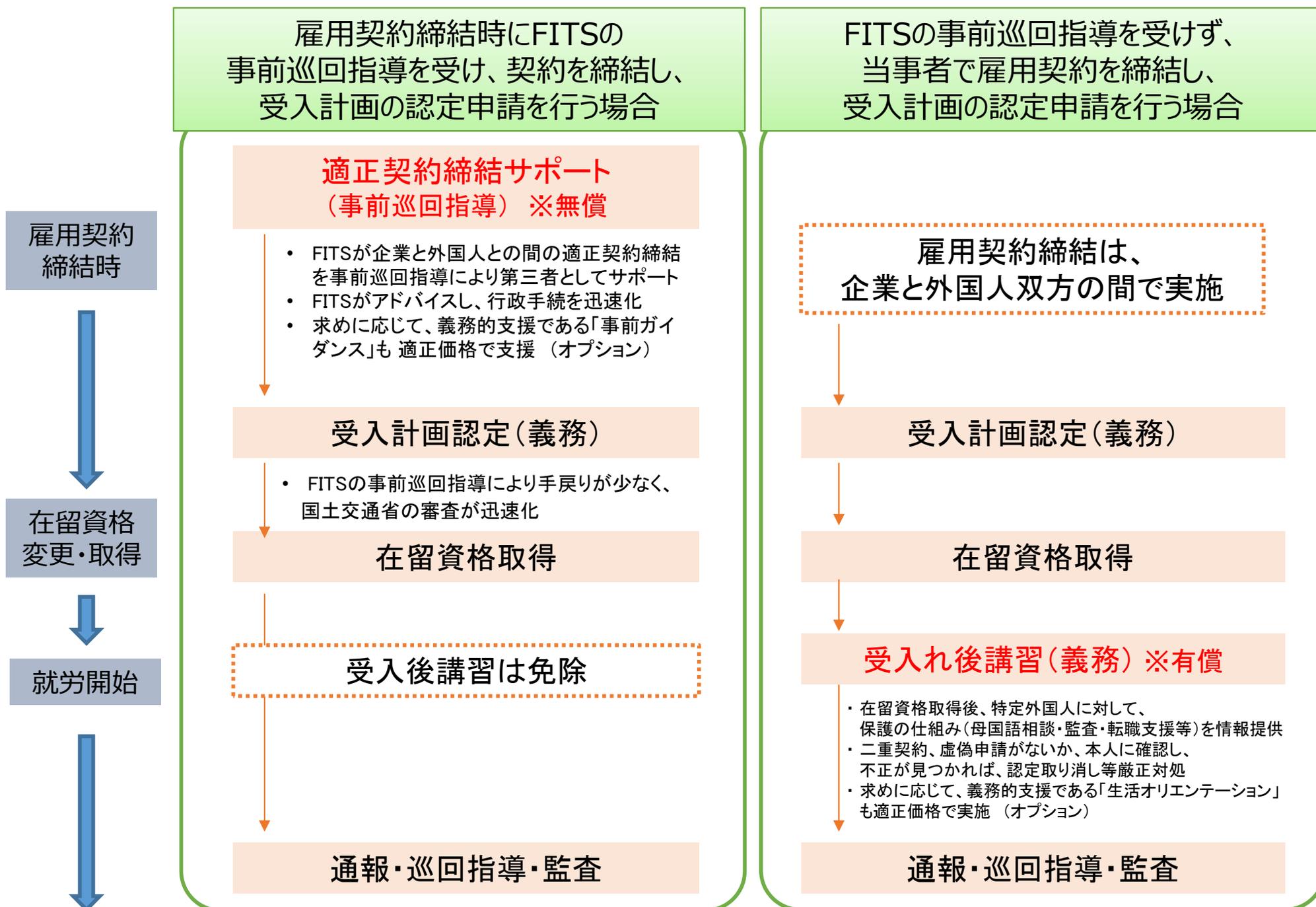
平成27年1月15日

○所在地

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-4-3 竹内ビル6F

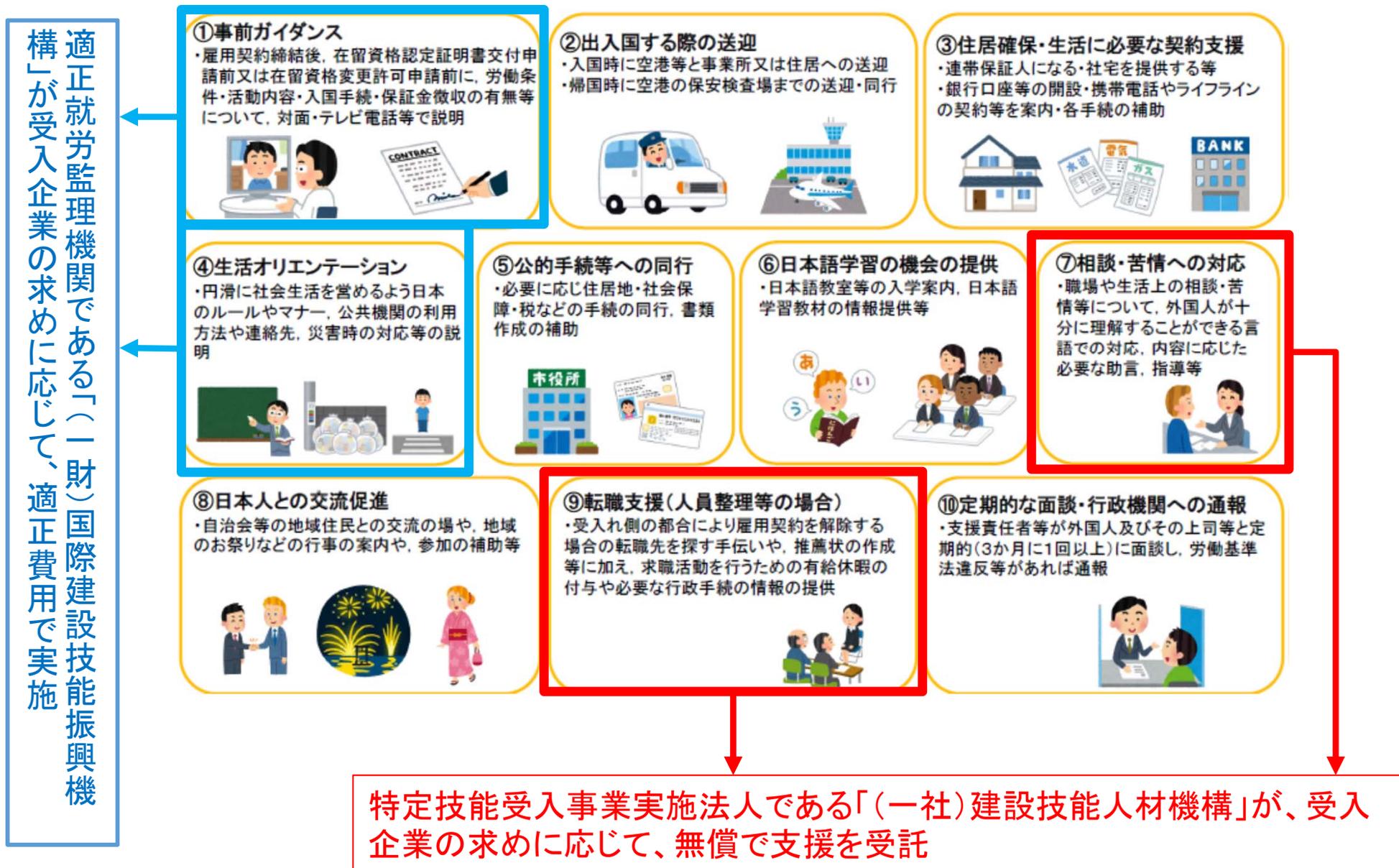
電話: 03-6206-8877 FAX: 03-6206-8889





# 建設技能人材機構等による支援の無償実施等

自社で支援体制が構築できる受入企業であれば、JACまたはFITSへの支援の一部委託により、支援費用を低減させることが可能



## Ⅱ．建設分野における技能実習制度及び 外国人建設就労者制度の受け入れ基準の強化

○出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

<衆議院>（平成30年11月27日）

八 技能実習制度について、平成二十九年十一月に施行された新法に基づき、技能実習生の保護を適切に行い、失踪者の減少に努め、実習実施機関や監理団体に不適正な行為があるときは厳正に対処するほか、法務省において、新法の運用状況を速やかに検証し、その結果に応じて必要な措置をとること。

九 不法滞在者や失踪技能実習生を含む在留資格に応じた活動を行わない外国人を不法に雇い入れる雇用主の責任が重大であることに鑑み、関係機関の連携を強化し、不法就労助長行為の防止及び厳格な取締りに努めること。

<参議院>（平成30年12月8日）

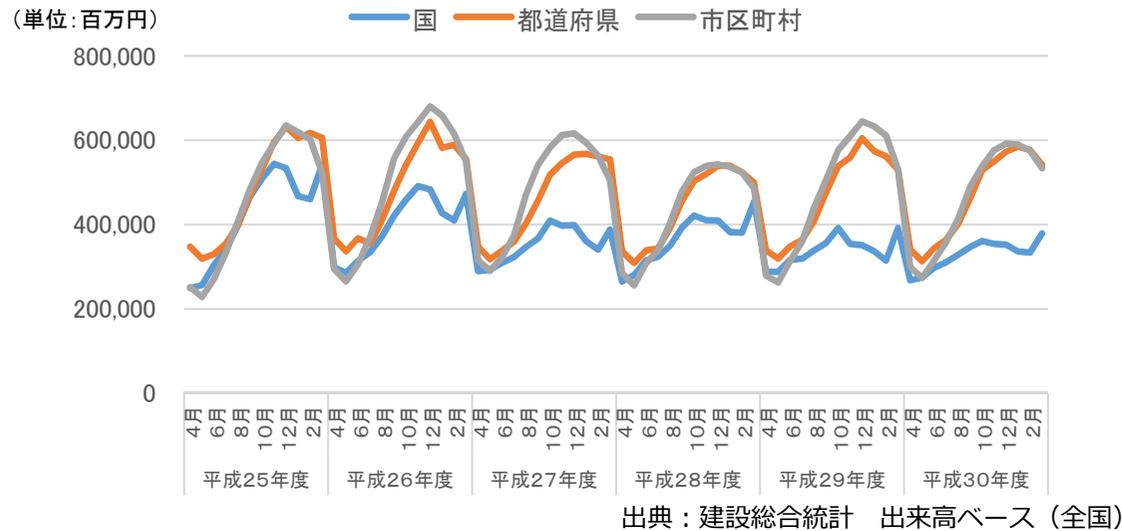
三 技能実習に関する制度及び外国人留学生が出入国管理及び難民認定法第十九条第二項の許可を受けて行う報酬を受ける活動に関する制度の運用の実態を検証し、その結果に基づいて、制度又は運用の見直しその他の必要な措置を講ずること。

八 不法滞在者等を不法に雇い入れる雇用主や不法就労をあっせんする悪徳ブローカーの責任が重大であることに鑑み、関係機関の連携を強化し、不法就労助長行為の防止及び厳格な取締りに努めること。

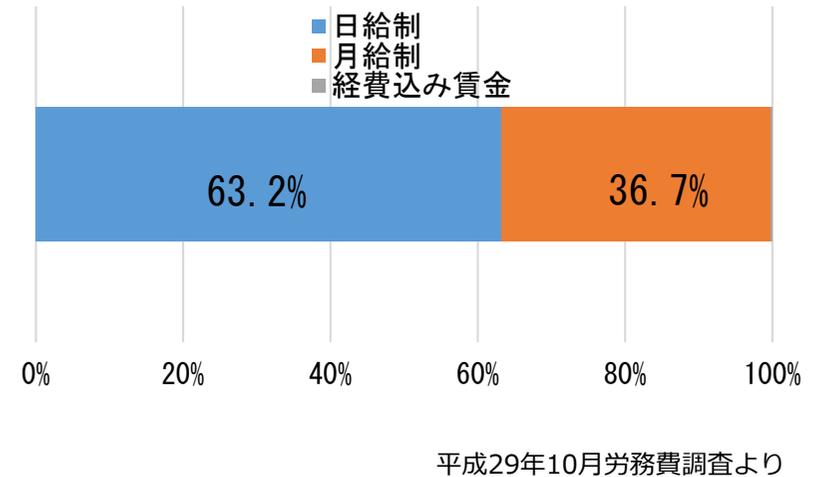
# 建設業の特性を踏まえた対策の実施

**課題1**：建設業は、季節による受注量の変動が激しい業種。技能労働者の賃金は6割が日給制で仕事がないと手取り賃金が下がる

【国・都道府県・市区町村における平準化の状況】



月給制を義務化



**課題2**：建設業は、受注した工事ごとに就労する現場が変わる

- ⇒ 雇用主による労務管理、就労管理が難しい
- ⇒ 現場ごとに他業者との接触が多く、引き抜き等の可能性が高い



建設キャリアアップ  
システムの登録義務化

**課題3**：現場管理は元請、労働者を雇用するのは下請の専門工事業者で、中小零細業者が大半



建設業許可を要件化  
受入人数枠の設定

	※2019.4.1より適用 特定技能 (新設する基準)	※2020.1.1(人数枠の設定は 2022.4.1)より適用 技能実習 (下線部：追加する基準案)	※2020.1.1(「その他」は 公布日)より適用 外国人建設就労者受入事業 (下線部：追加する基準案)
受入企業に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人受入れに関する計画の認定を受けること</li> <li>建設業法第3条の許可を受けていること</li> <li>建設キャリアアップシステムに登録していること</li> <li>建設業者団体が共同して設立した団体(国土交通大臣の登録が必要)に所属していること等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技能実習計画の認定を受けること</li> <li>建設業法第3条の許可を受けていること</li> <li>建設キャリアアップシステムに登録していること</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正監理計画の認定を受けること</li> <li>建設業法第3条の許可を受けていること</li> <li>建設キャリアアップシステムに登録していること</li> </ul> 等
処遇に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>1号特定技能外国人に対し、               <ul style="list-style-type: none"> <li>日本人と同等以上の報酬を</li> <li>安定的に支払い(月給制)、</li> <li>技能習熟に応じて昇給を行うこと</li> </ul> </li> <li>1号特定技能外国人に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること</li> <li>1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技能実習生に対し、               <ul style="list-style-type: none"> <li>日本人と同等以上の報酬を</li> <li>安定的に支払うこと(月給制)</li> </ul> </li> <li>雇用条件書等について、技能実習生が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めること</li> <li>技能実習生を技能実習2号移行時までに建設キャリアアップシステムに登録すること 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人建設就労者に対し、               <ul style="list-style-type: none"> <li>日本人と同等以上の報酬を、</li> <li>安定的に支払い(月給制)、</li> <li>技能習熟に応じて昇給を行うこと</li> </ul> </li> <li>外国人建設就労者に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること</li> <li>外国人建設就労者を建設キャリアアップシステムに登録すること 等</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>1号特定技能外国人と外国人建設就労者との合計の数が、常勤職員の数を超えないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと(優良実習実施者である場合を除く。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1号特定技能外国人と外国人建設就労者との合計の数が、常勤職員の数を超えないこと</li> </ul>

※技能実習・外国人建設就労者受入事業の新基準については、制度施行日以降に申請される1号技能実習計画・新規の適正監理計画の認定より適用予定。

※外国人建設就労者受入事業による外国人の新規の受入れの期限(2020年度末まで)及び当該事業による外国人の在留期限(2022年度末まで)については、変更無し。